

## 避難を円滑に行うための対応策②

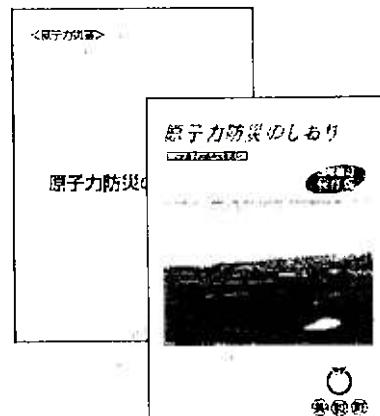
- ▶ 泊村では自家用車避難を円滑に行うため、対象となる住民に「避難車両シール」を配布することとしている。
- ▶ 北海道、泊村及び共和町では、発電所で緊急事態が発生した場合における住民が取るべき行動や避難先等の情報を掲載した「北海道原子力防災カレンダー」や「原子力防災のしおり」等の啓発資料を作成し、町村内の全戸に配布するなど、避難を円滑に行うための普及啓発を継続的に実施。



避難車両シール



北海道原子力防災カレンダー  
(裏表紙にはバス集合場所を記載)



原子力防災のしおり

51

## 6. UPZ圏内における対応

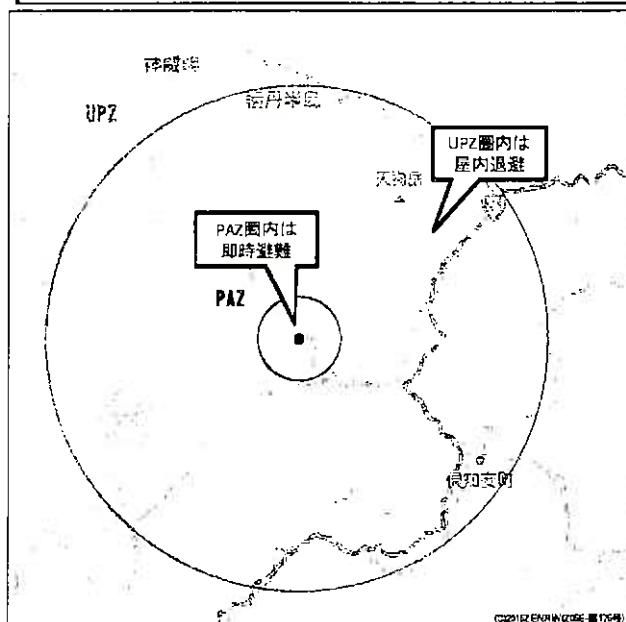
### <対応のポイント>

1. 放射性物質が放出される前には、全面緊急事態において、住民(避難行動要支援者を含む)の屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過の区域を特定。当該区域の住民は一時移転を行うこととなるため、施設からの距離に応じ、1週間程度内に一時移転できる体制が必要。

52

## UPZ圏内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ圏内における住民の即時避難開始とともに、UPZ圏内においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過となる区域を1日程度内に特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。



UPZ圏内の防護措置の基本的な流れ

全面緊急事態

屋内退避※1

放射性物質の放出

緊急時  
モニタリング

毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過(OIL2)  
と特定された区域※2

1週間程度内に  
一時移転

※1 地震等により家屋における屋内退避が困難な場合には、近隣の避難所等にて屋内退避。仮に近隣の避難所等に収容できない場合には、地震等による影響がない避難所等を、UPZ内外を含め選定し、避難等を実施。

※2 空間放射線量率が毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過(OIL1)となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

53

## 一時移転等に備えた関係者の対応

- 北海道及び関係町村は、警戒事態で警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部に移行。
- 関係町村は、職員配置表に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 北海道及び北海道バス協会は、関係町村からの要請に備えて、バスの派遣準備を開始。

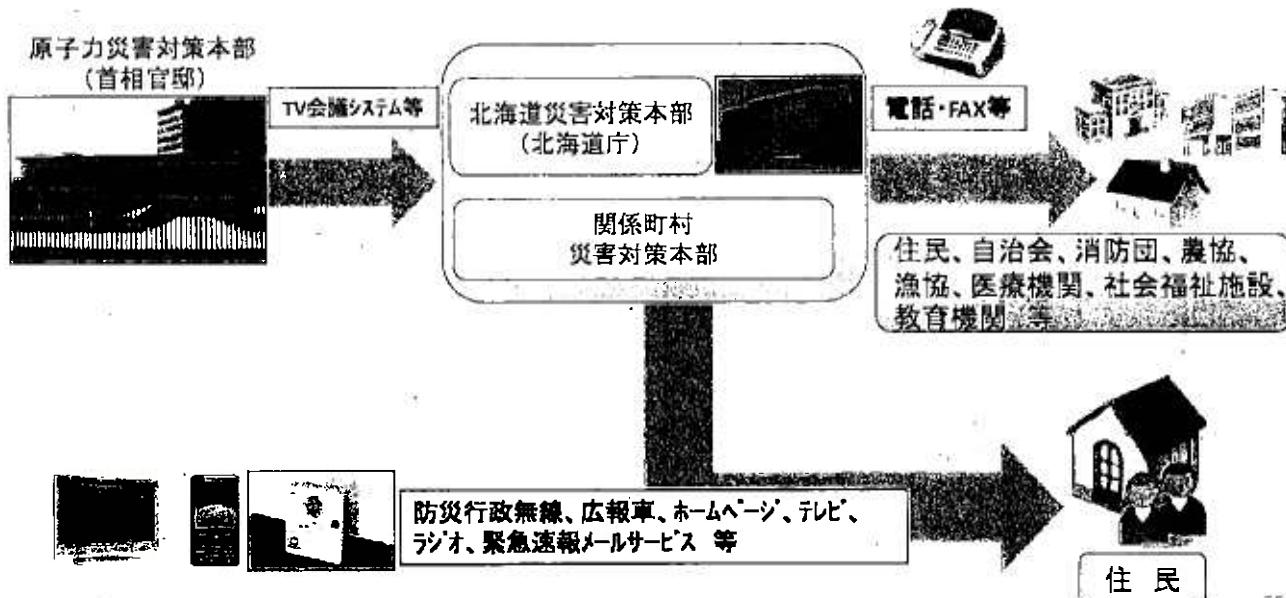


※ 蘭越町、ニセコ町、俱知安町、稚内町及び赤井川村は、今後地域防災計画を修正

54

## 一時移転等を行う際の情報伝達

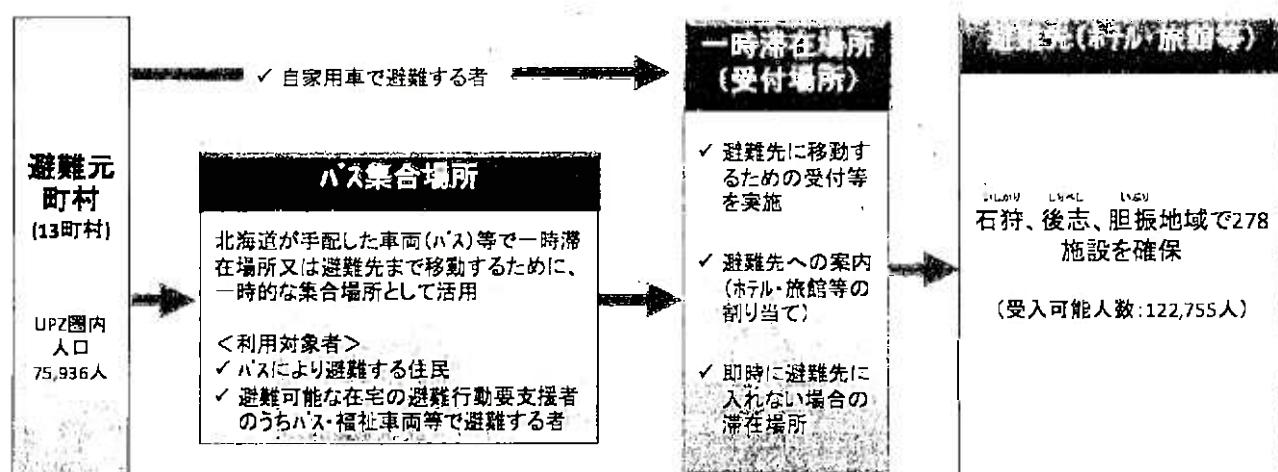
- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、北海道及び関係町村に対し、TV会議システム等を用いて伝達。
- 北海道、関係町村・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



55

## UPZ圏内住民の一時移転等①

- 国の原子力災害対策本部、北海道、関係町村は、一時移転等の円滑な実施と住民の安全確保のために、実施に係る実務(避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など)の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- 北海道では、一時移転等の期間の長期化を想定し、住民が良好な環境のもとで避難生活を送ることができるよう、ホテル、旅館等(278施設)を避難先として指定。
- 一時移転等を行った住民は、一時滞在場所において受付を行い、避難先となるホテル・旅館等へ移動。



56

## UPZ圏内住民の一時移転等②

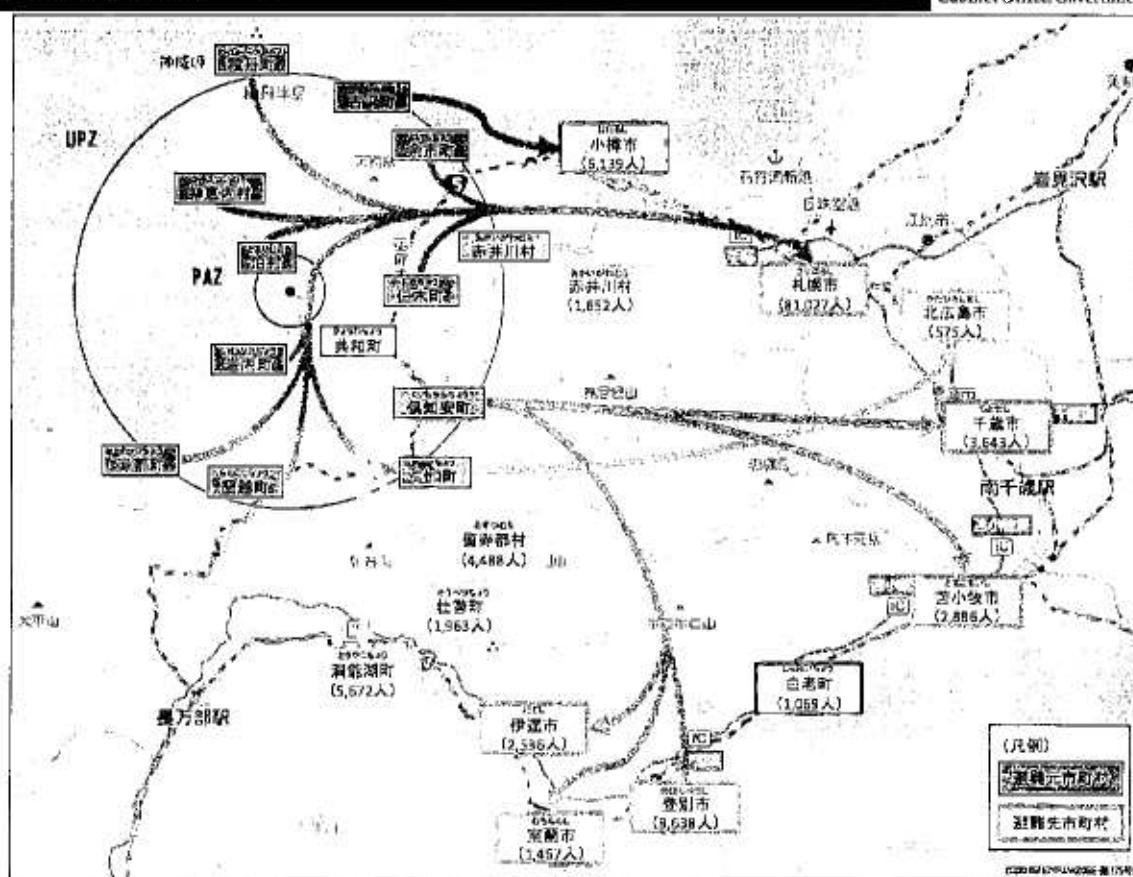
- UPZ圏内関係町村の避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 万一、あらかじめ指定する避難先地域の施設が使用できない場合は、北海道の調整により、近隣地域において代替避難先を確保し、一時移転等を実施。

町村名(対象人口)	一時避難施設(収容可能人数)	避難先(札幌・旅館等)及び受入可能人数
泊村(312人)	札幌市: 札幌市南区体育馆	札幌市: アパホテル&リゾート <sup>®</sup> 札幌>(3,065人)
共和町(4,744人)	洞爺湖町: 洞爺湖文化センター	留寿都村: ルスツリゾート(4,488人)
岩内町(13,428人)	札幌市: 北海きたえーる	洞爺湖町: 13施設(5,872人)、杜鵑町: 1施設(1,963人)
神恵内村(923人)	札幌市: ガーディングダムサッポロ	札幌市: 4施設(3,071人)
美都町(336人)	札幌市: 札幌市北区体育馆	札幌市: 3施設(4,352人)
薩越町(4,940人)	札幌市: 札幌コンベンションセンター	札幌市: 10施設(6,143人)
ニセコ町(5,056人)	札幌市: 札幌市白石区体育馆	札幌市: 12施設(6,996人)、北広島市: 1施設(575人)
俱知安町(16,154人)	空蘭市: 宝蘭市文化センター	室蘭市: 19施設(1,482人)
	登別市: 登別市総合体育馆	登別市: 19施設(9,638人)
	苦小牧市: 苦小牧市総合体育馆	苦小牧市: 14施設(2,885人)
伊達市(12,261人)	伊達市: 天満基幹集落センター	伊達市: 3施設(2,536人)
	千歳市: 支笏湖市民センターほか	千歳市: 16施設(3,643人)
	札幌市: 札幌市西区体育馆	札幌市: 4施設(4,189人)
古平町(3,344人)	小樽市: 小樽市総合体育馆	小樽市: 32施設(6,139人)
仁木町(3,449人)	札幌市: 札幌市手稻区体育馆	札幌市: 7施設(3,767人)
余市町(19,879人)	札幌市: 札幌市スポーツ交流施設	札幌市: 55施設(24,806人)
赤井川村(1,060人)	赤井川村: キロリゾート(1,652人)	
その他協力可能な施設	白老町: 白老町中央公民館	白老町: 14施設(1,069人)
合計	対象人口: 75,886人	受入可能人数: 122,755人

左記避難先に避難できない、二次被害等があった場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、北海道が調整の上、近隣地域で代替避難先を確保(例: 石狩北部地域、南空知地域及び中空知地域では、165,000人収容可能)。

57

## UPZ圏内住民の一時移転等③



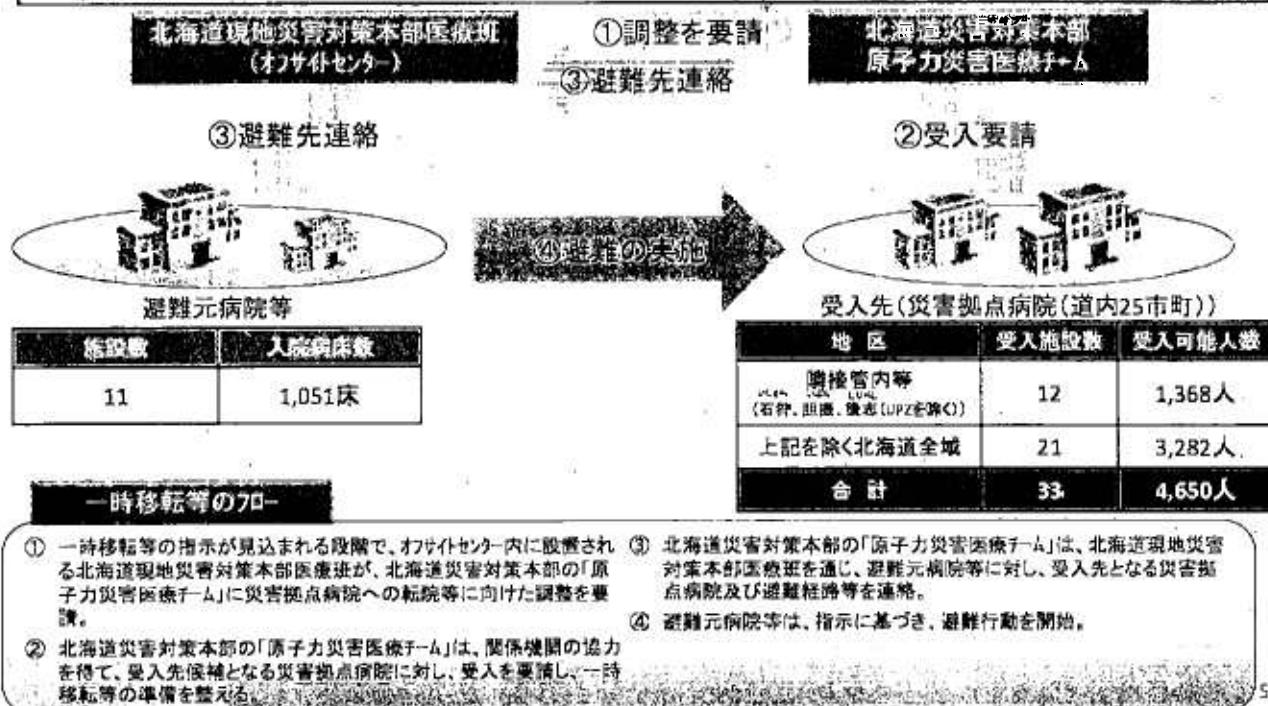
※( )は受入可能人数

58

## UPZ圏内の医療機関の避難先及び受入先確保のための調整体制

内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan

- UPZ圏内の入院病床を有する全ての医療機関(病院及び有床診療所、11施設1,051床)は、個別の避難計画を策定済み。
- 一時移転等の防護措置が必要となった場合は、隣接管内等の災害拠点病院に入院患者を移転・収容。さらに、当該患者の病状等を踏まえ、必要に応じて、北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」が他の病院への転院等の調整を実施。



## UPZ圏内の社会福祉施設等の避難

内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan

- UPZ圏内にある全ての社会福祉施設等(67施設2,687人)については、施設ごとの避難計画を作成しており、施設ごとにあらかじめ受入施設を確保。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合には、北海道と関係団体※1が締結している「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、北海道が代替の受入施設を調整。
- さらに、同協定に基づき、受入を支援する他の施設(支援施設)は、UPZ圏内の施設及び受入施設に対し、各施設の要請等を踏まえ生活物資等の提供及び支援職員の派遣を実施。

### <UPZ圏内>

施設区分	施設等数	入所定員
高齢者施設等	41	1,585人
障がい福祉施設等	21	891人
児童養護施設	5	211人
合計	67	2,687人

施設ごとの  
避難先を確保※2

### <UPZ圏外(道内22市町村)>

受入 施設等数	受入 可能人数
122	1,585人
48	891人
9	211人
179	2,687人

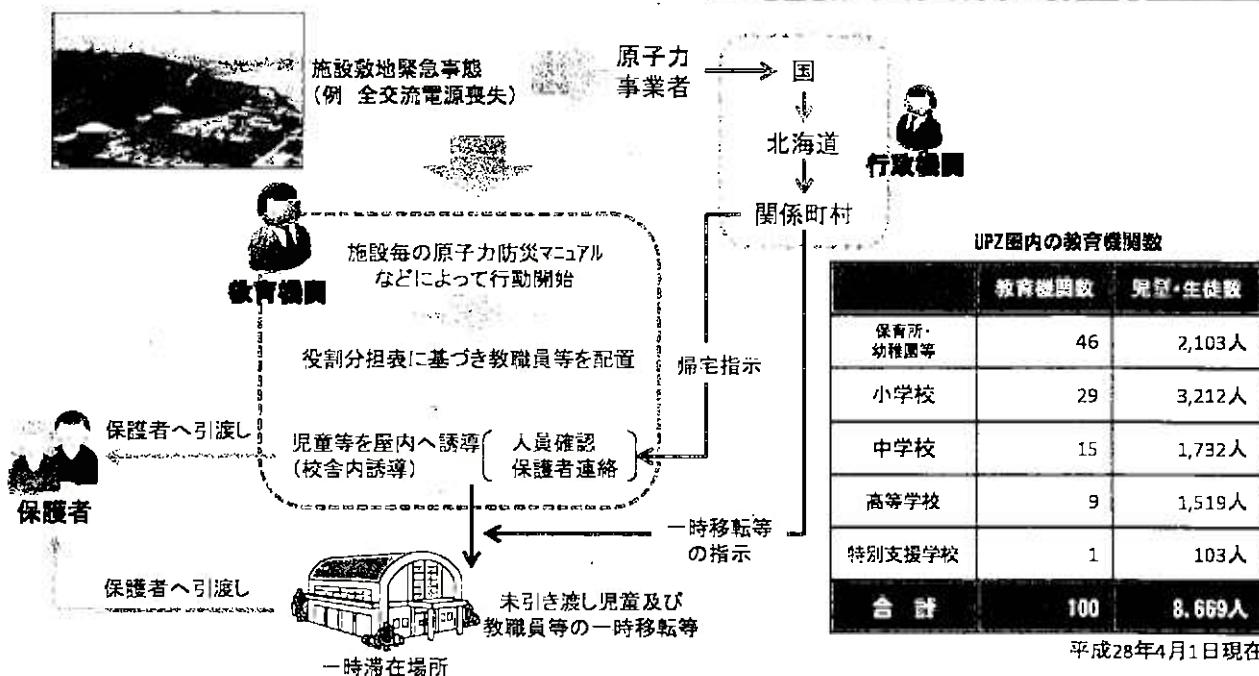
※1:北海道老人福祉施設協議会、(一社)北海道老人保健施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、(一社)北海道知的障がい福祉協会、北海道児童施設協議会

※2:あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合は、「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、北海道が代替の受入施設(787施設3,719人受入可能)を調整。

※3:施設数、人数については、平成28年5月31日現在。

## UPZ圏内の学校・保育所等の防護措置

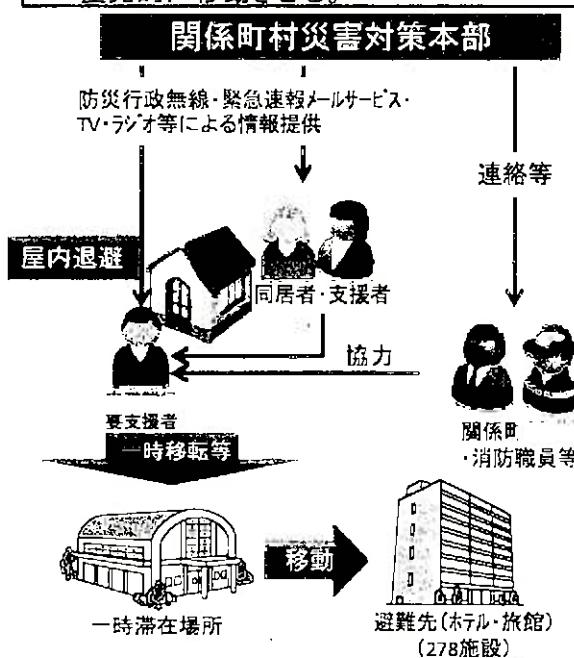
- 施設敷地緊急事態により町(村)災害対策本部から帰宅指示が出された場合は、児童等を保護者に引き渡し、引き渡しができない児童等は屋内退避を実施する。その後、事態が悪化し、町(村)災害対策本部から一時移転等の指示が発出された場合は、教職員等は未引き渡し児童等とともに一時移転等を行い、一時滞在場所で児童等を保護者へ引き渡す。
- 校長、園長等は隨時、町(村)災害対策本部と連携を図る。



51

## UPZ圏内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や一時移転等の支援者に対し、防災行政無線・緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡がとれない場合は、関係町村職員や消防職員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係町村が準備した一時滞在場所に移動。その後、関係町村は、移動した在宅の避難行動要支援者を、避難生活環境がより良いホテル・旅館に、優先的に移動させる。



UPZ圏内の在宅の避難行動要支援者数	
関係町村	UPZ圏内
泊村	11人(11人)
共和町	310人(308人)
岩内町	1,535人(1,463人)
神恵内村	8人(8人)
寿都町	111人(111人)
蘭越町	1,003人(701人)
ニセコ町	1,009人(605人)
合計	8,938人(8,381人)

\*1 ( )内は支援者有り。

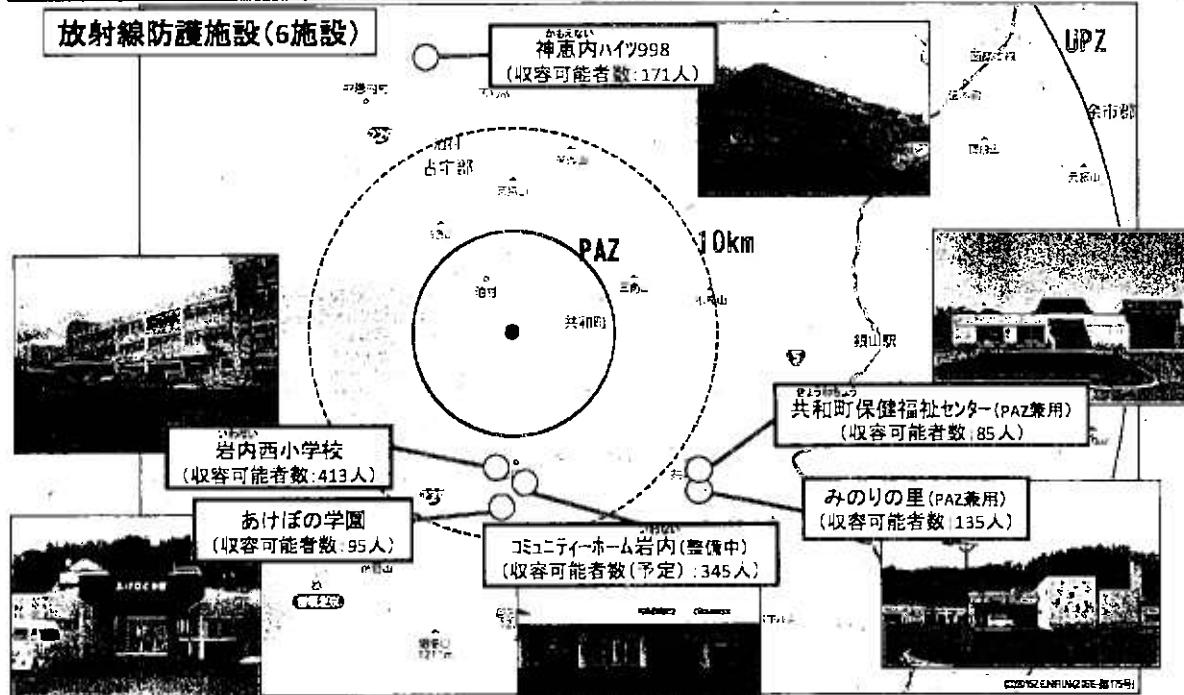
\*2 人数は、平成28年6月30日現在。

\*3 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備。

62

## 避難を行うことにより健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応等

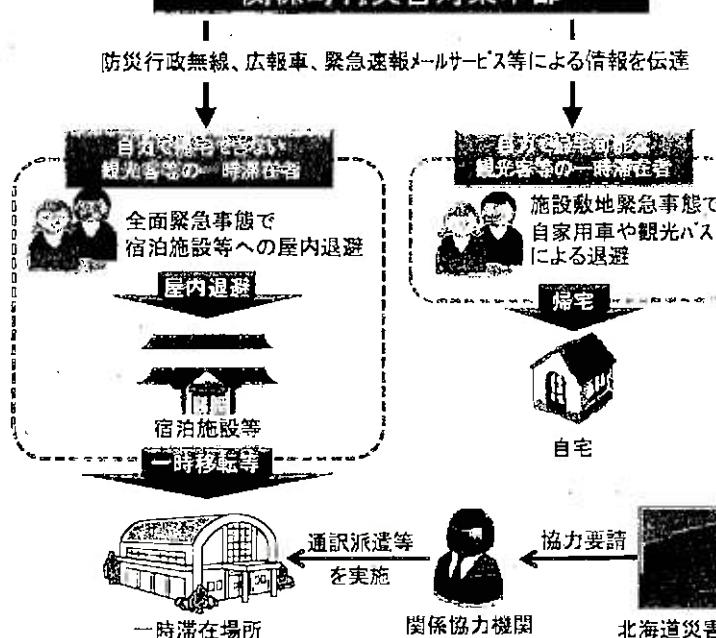
- 一時移転等が必要となった避難行動要支援者のうち、無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者については、無理な避難を行わず、近傍のコンクリート建屋へ収容。
- 特に発電所から概ね10Km圏内では、放射線防護機能を付加した施設(6施設)を整備し、施設入所者等を加え、最大1,244人を収容可能。
- また、これら6施設では、屋内退避者のための3日分の食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避が3日を超える事態となった場合は、北海道電力が4日分の食料等を供給。



## UPZ圏内における観光客等の一時滞在者の防護措置

- 自家用車や観光バスによる観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態で帰宅やUPZ圏外への退避を実施。
- 自力による帰宅やUPZ圏外への退避が困難な観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態で宿泊施設等への屋内退避準備を実施し、全面緊急事態で屋内退避を実施。
- 一時移転が必要となった観光客等の一時滞在者は、関係町村が準備した一時滞在場所に一時移転等を行う。また、一時滞在場所では、外国人観光客のために通訳の派遣や多言語による相談支援等を実施。

### 関係町村災害対策本部



UPZ圏内の観光客数※1

関係町村	観光客数	関係町村	観光客数
泊村	88人	俱知安町	8,890人
共和町	605人	積丹町	8,807人
岩内町	3,605人	古平町	773人
神恵内村	1,310人	仁木町	332人
寿都町	1,686人※2	余市町	7,489人
蘭越町	1,176人	赤井川村	645人※2
ニセコ町	7,608人	合計	43,013人

各町村における観光客数: 平成27年実績

※1 観光客数については、平成27年12月31日現在のUPZ圏内における入場ピーク時（8月）での1日当たりの入込及び宿泊数を基に算定

※2 寿都町及び赤井川村については、UPZ圏外の観光客数も含めた観光客数

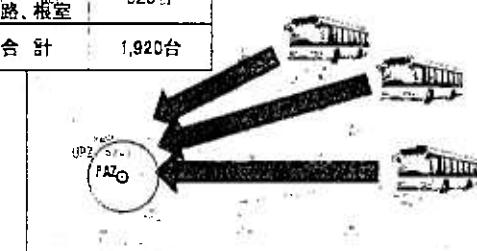
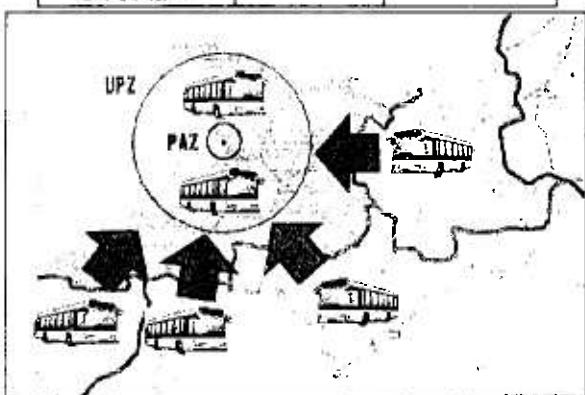
## UPZ圏内の一時移転に必要となる輸送能力の確保

- UPZ圏内での一時移転は、緊急時モニタリング結果に基づき、対象地域を特定し、1週間程度内に実施。この際、必要となる輸送能力の確保については、北海道及び北海道バス協会が「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき対応。
- 一時移転に必要となる輸送手段については、北海道バス協会が、
  - ・後志地域のバス事業者と調整を行い輸送手段を調達
  - ・後志地域内の輸送手段では不足する場合、隣接地域(石狩、胆振、渡島、檜山)のバス事業者と調整を行い輸送手段を調達
  - ・さらに隣接地域内の輸送手段では不足する場合、北海道全域のバス事業者と順次調整を行い輸送手段を調達
 により必要な輸送能力を確保する。
- 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請する。

地域(振興局)	バス会社	保有台数
後志 (UPZ町村が所在する地域)	6社	1,252台
石狩、胆振、 渡島、檜山	51社	2,340台

### 北海道内保有バス台数

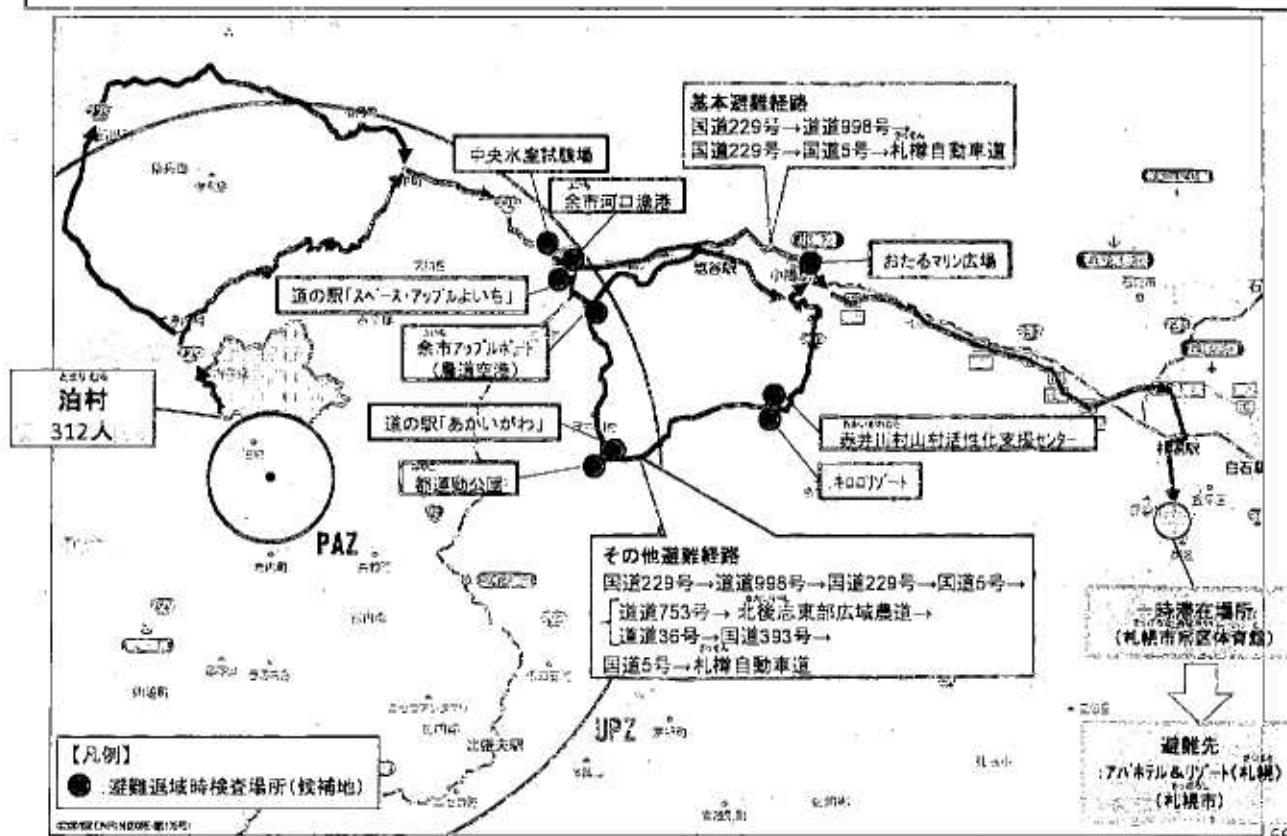
地域(振興局)	保有台数
空知、上川、 留萌、宗谷	981台
オホーツク	319台
日高、十勝、 釧路、根室	620台
合計	1,920台



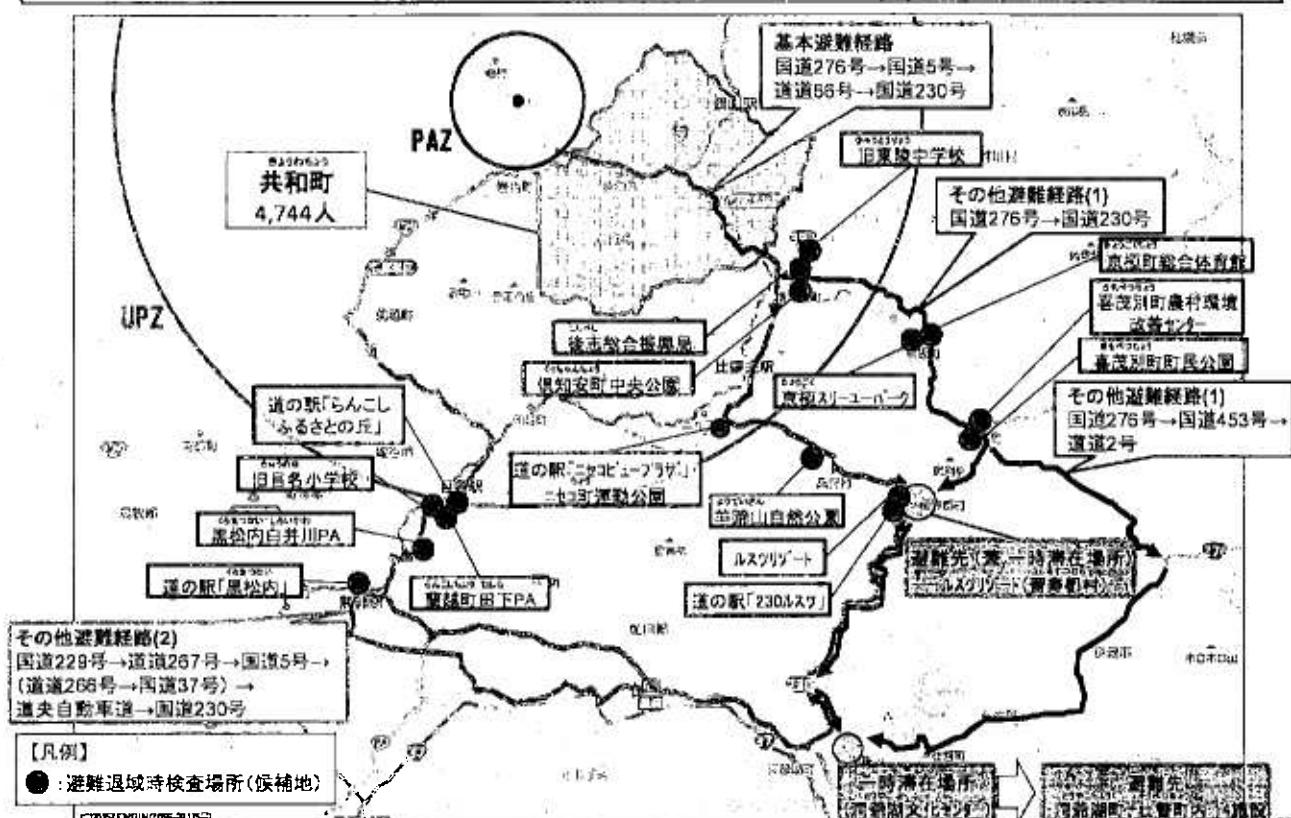
※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

## 泊村におけるUPZ圏内から一時滞在場所までの主な経路

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



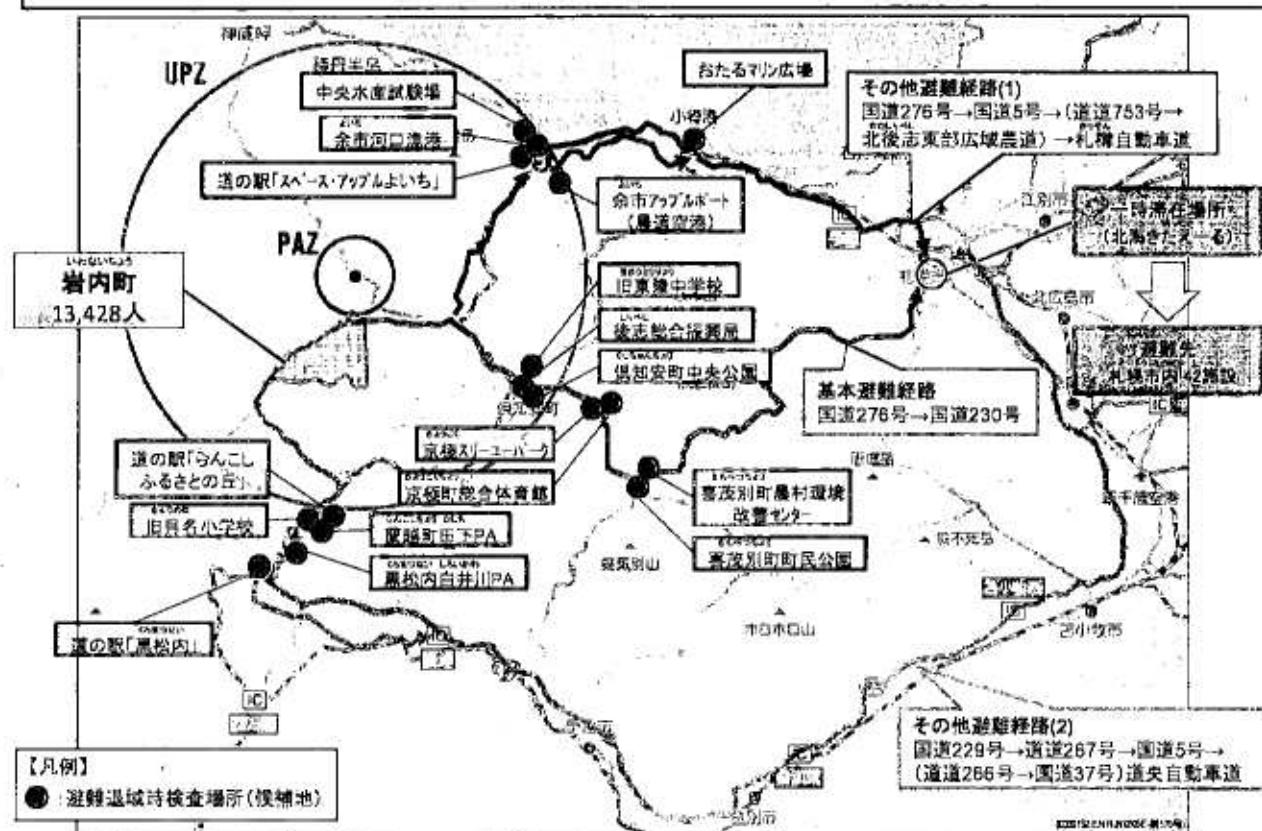
▲自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



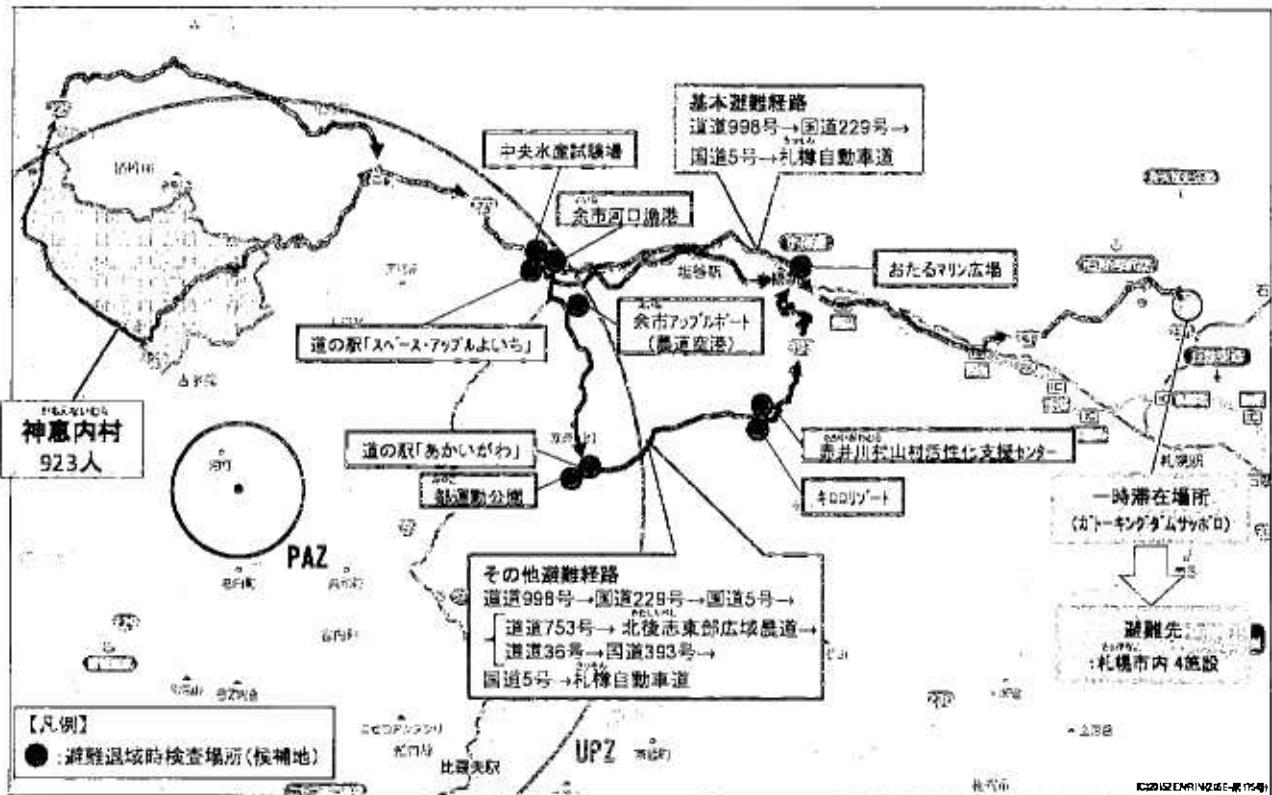
### 岩内町におけるUPZ圏内から一時滞在場所までの主な経路

内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan

▲ 自然災害等に由り避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



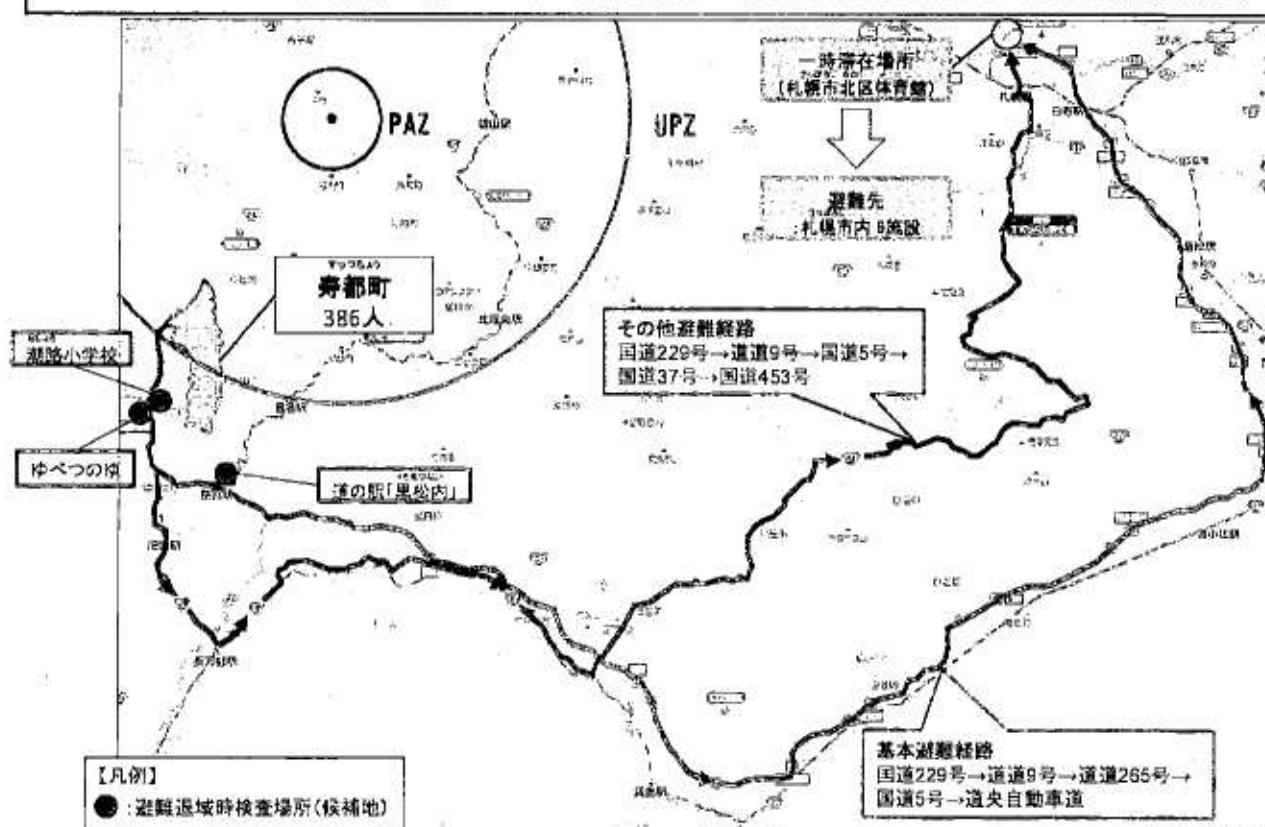
▶ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



69

### すつちゅう 寿都町におけるUPZ圏内から一時滞在場所までの主な経路

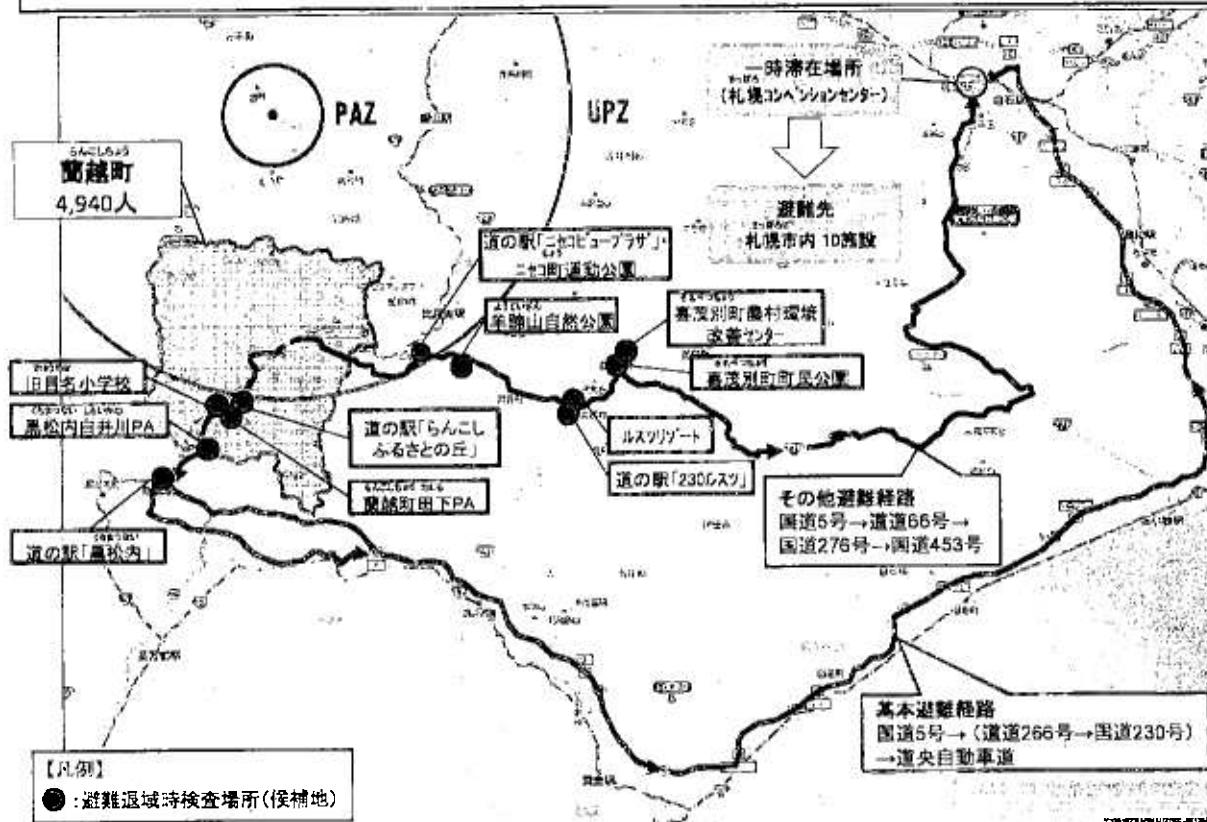
▶ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



70

## 蘭越町におけるUPZ圏内から一時滞在場所までの主な経路

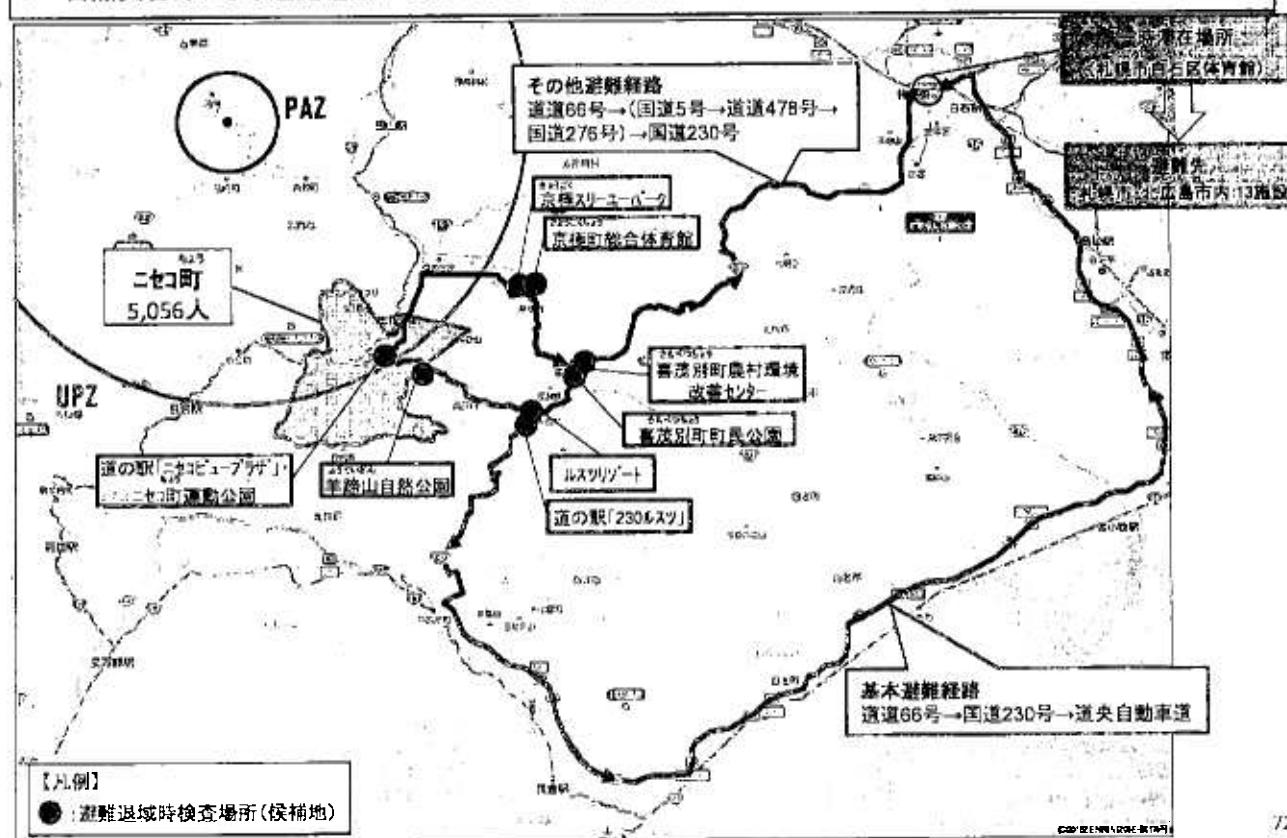
▶ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



71

## ニセコ町におけるUPZ圏内から一時滞在場所までの主な経路

▶ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。

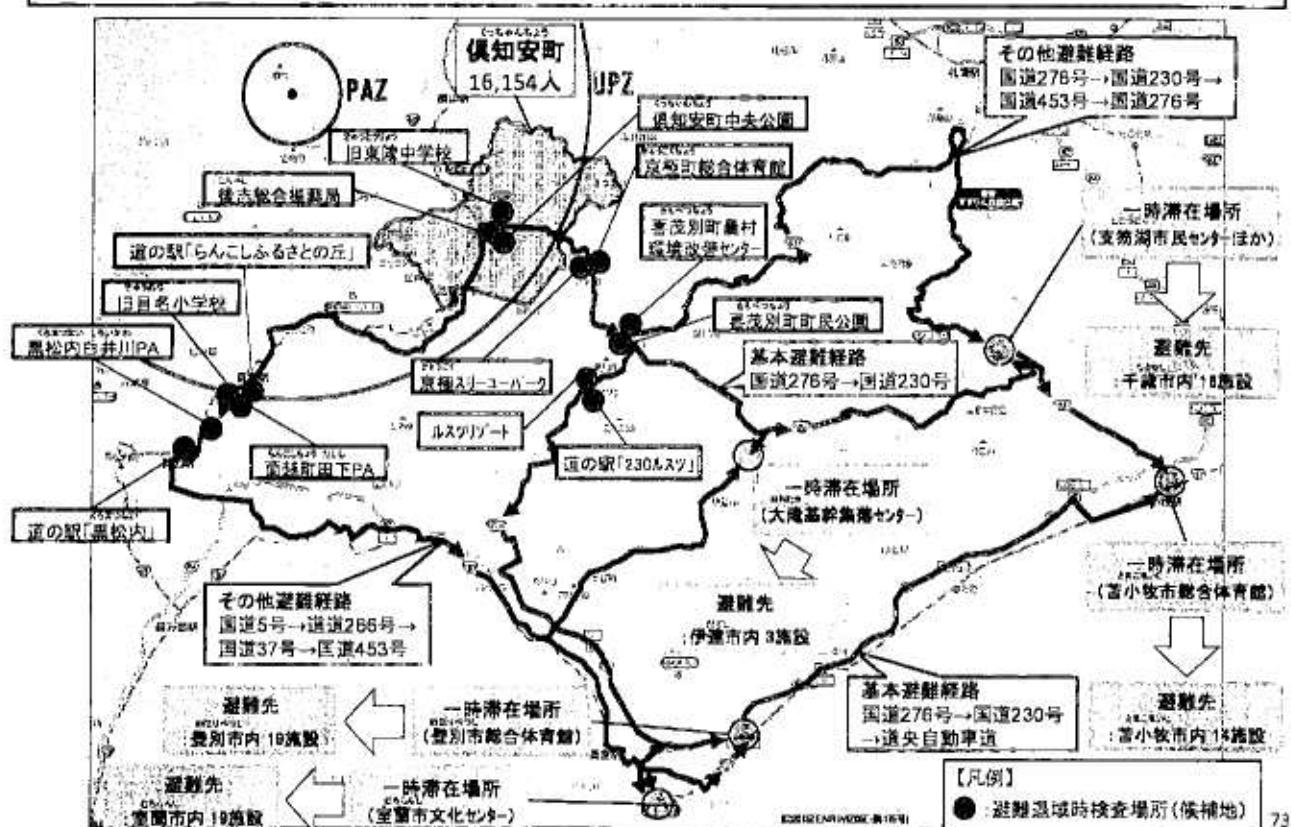


72

くっちゃんらう  
俱知安町におけるUPZ圏内から一時滞在場所までの主な経路

内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan

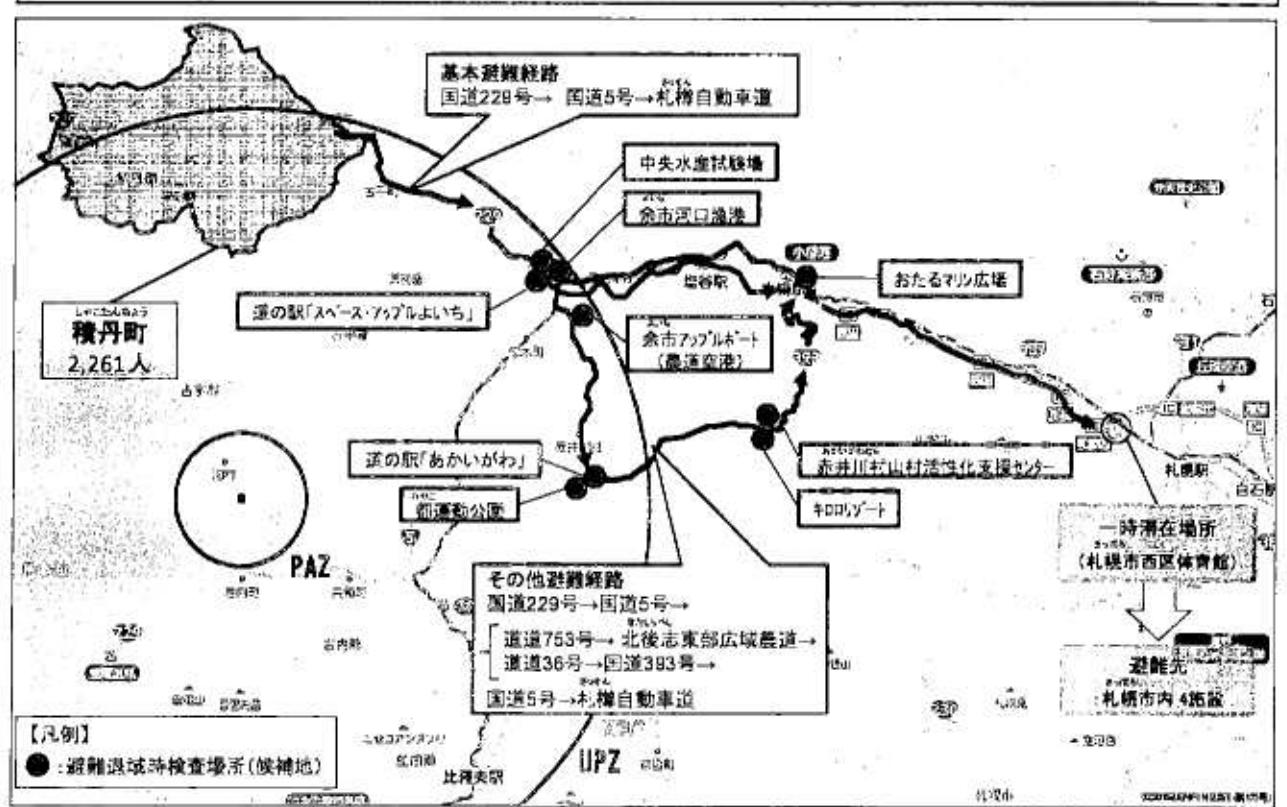
自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



しゃこたんらう  
積丹町におけるUPZ圏内から一時滞在場所までの主な経路

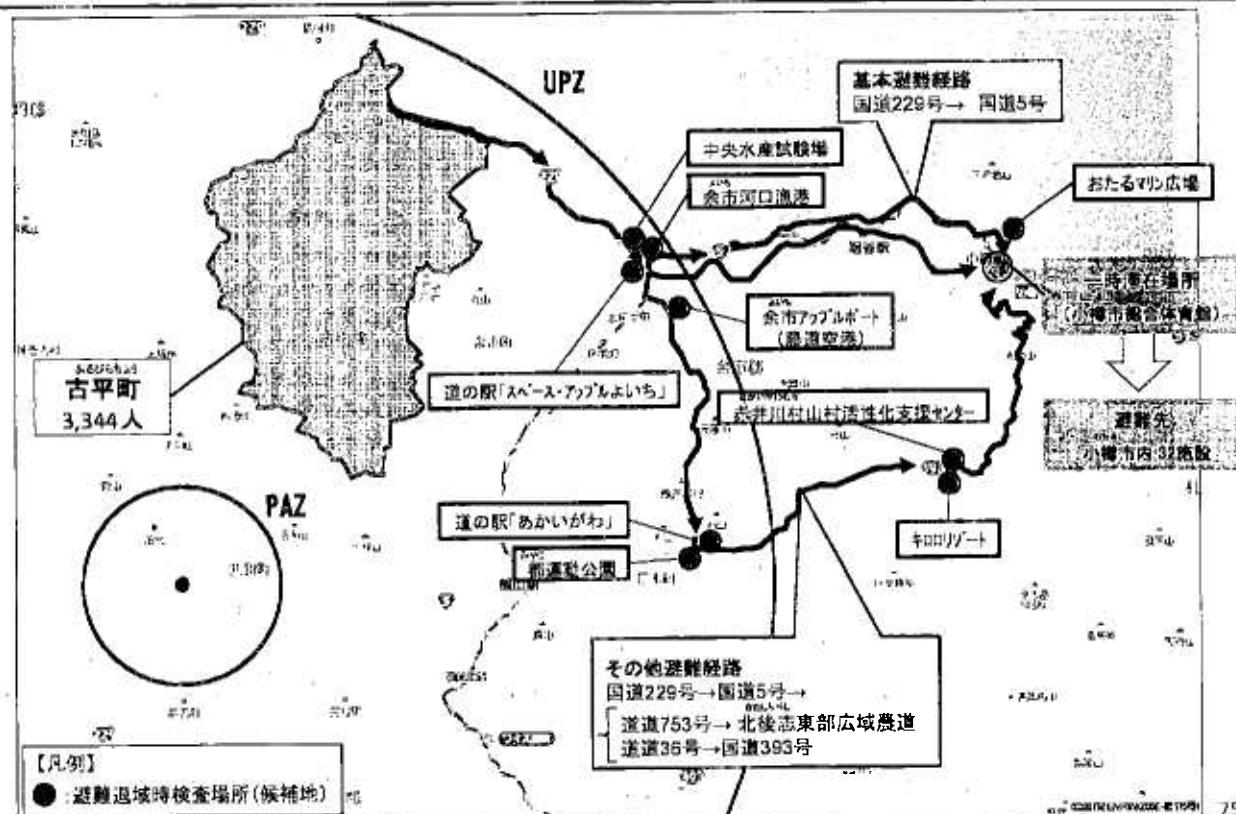
内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan

自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



ふるひらちょう  
古平町におけるUPZ圏内から一時滞在場所までの主な経路

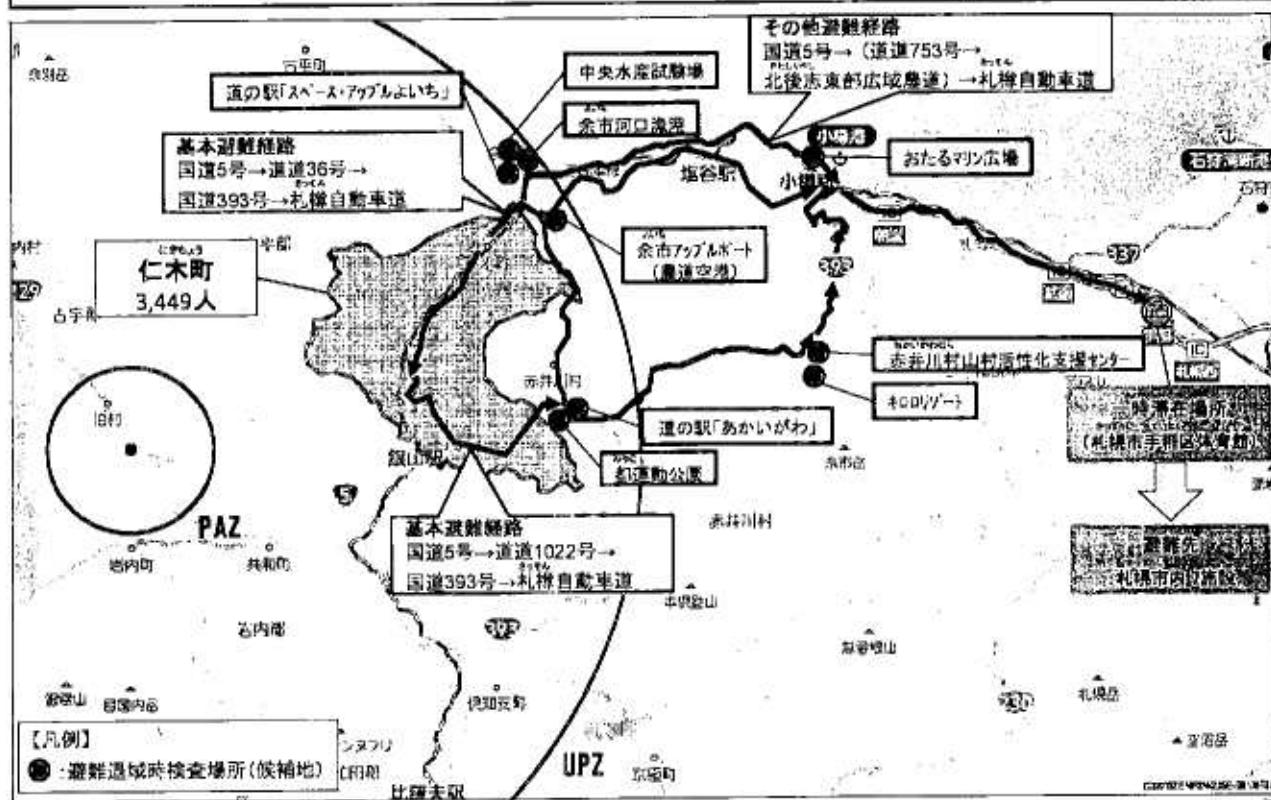
▶ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



75

にしちょう  
仁木町におけるUPZ圏内から一時滞在場所までの主な経路

▶ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。

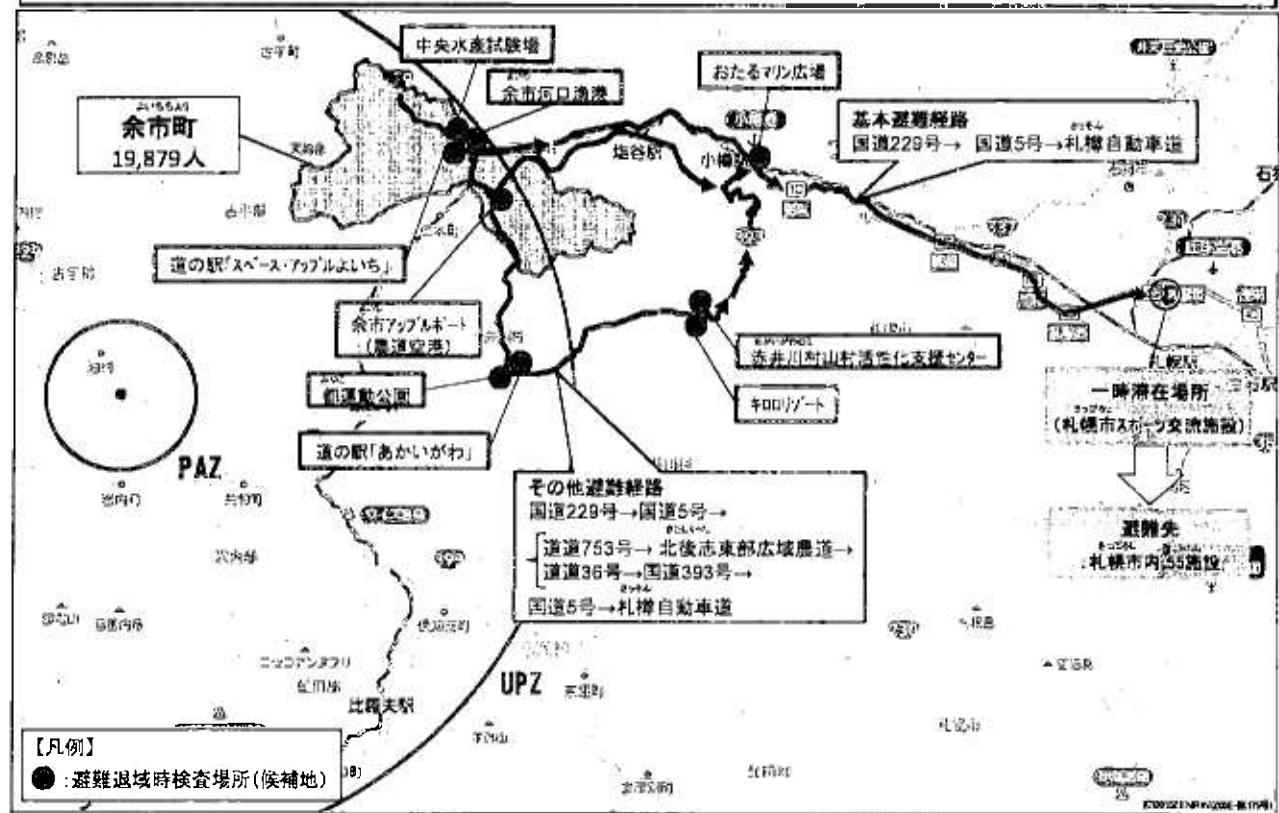


76

## 余市町におけるUPZ圏内から一時滞在場所までの主な経路

内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan

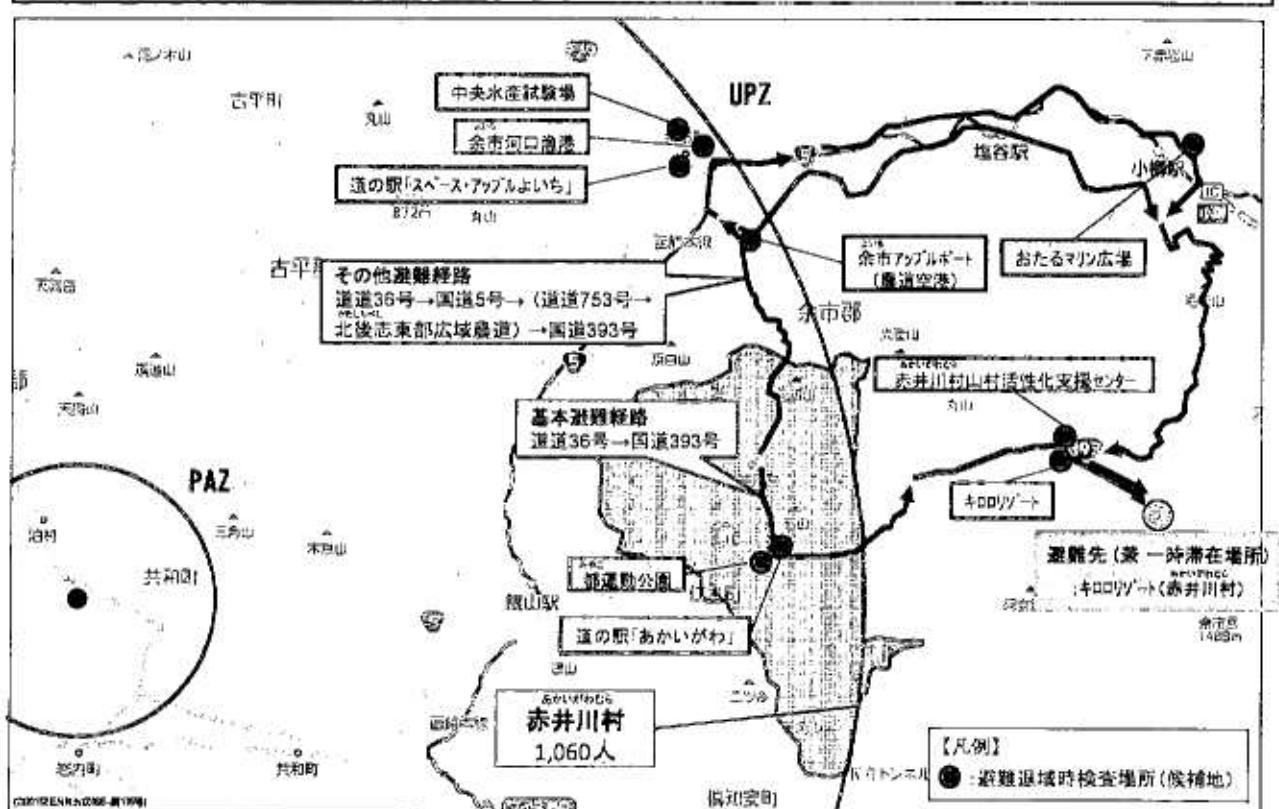
▶ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



## 赤井川村におけるUPZ圏内から一時滞在場所までの主な経路

内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan

▶ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



【凡例】  
●: 避難退域時検査場所(候補地)

## 他の地方公共団体からの応援計画

▶ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、関係地方公共団体からの支援策として、4つの応援協定等を締結。

### ②災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 (平成20年6月10日)

#### 【対象】

北海道及び北海道内の全179市町村

#### 【応援内容】

- ①食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ②被災者等の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- ③避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- ④運送、救援、教護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- ⑤被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑥その他特に要請のあった事項

### ①大規模災害時の北海道・東北・8道県相互応援に関する協定 (平成7年10月31日)

#### 【対象】

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

#### 【応援内容】

- ①応急措置等を行方に当たつて必要となる情報の収集及び提供
- ②食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ③被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- ④災害応急活動等に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあっせん
- ⑤災害応急活動等に必要な職員の派遣
- ⑥被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑦その他特に要請のあった事項

北海道

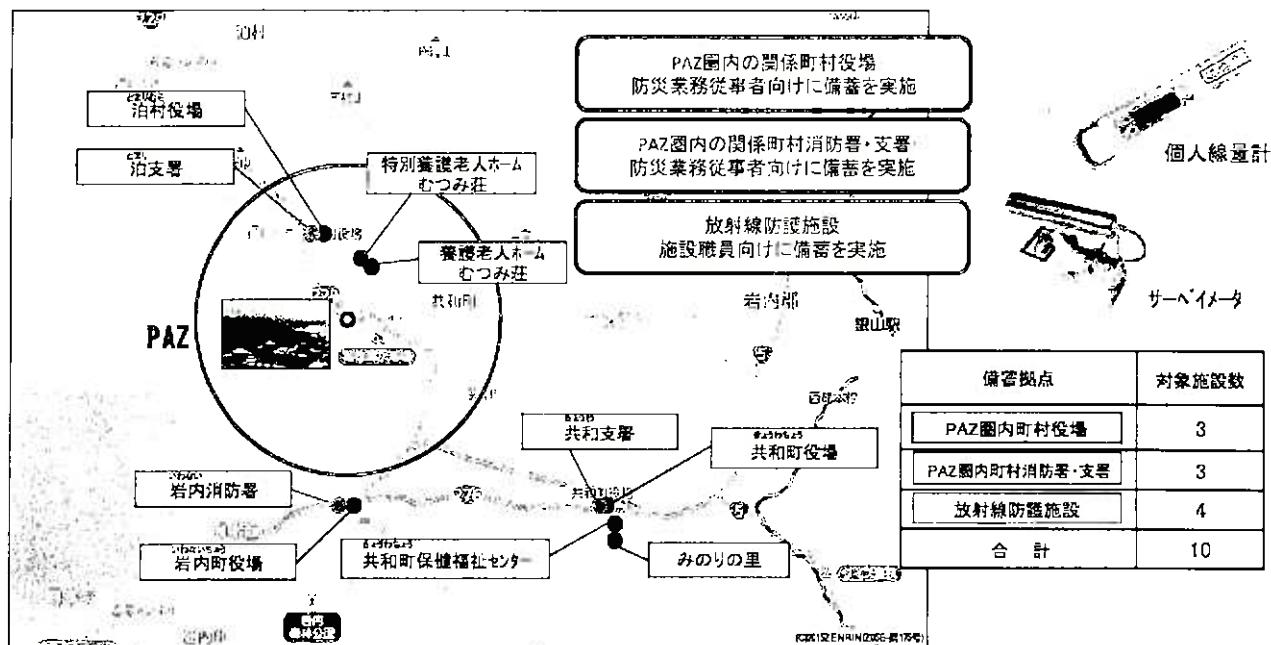
東北  
8道県

山形  
福島  
新潟

岩手  
宮城  
秋田

## PAZ圏内の防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- 北海道は、PAZ圏内の関係町村のほか、消防署や放射線防護施設において、避難誘導や避難行動支援などを行う要員のための個人線量計等の放射線防護資機材の備蓄を実施。
- 緊急時には、役場職員や消防職員等が、これらの放射線防護資機材を用いて活動を実施。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的に実施。併せて、関係者向けパンフレットを整備中。

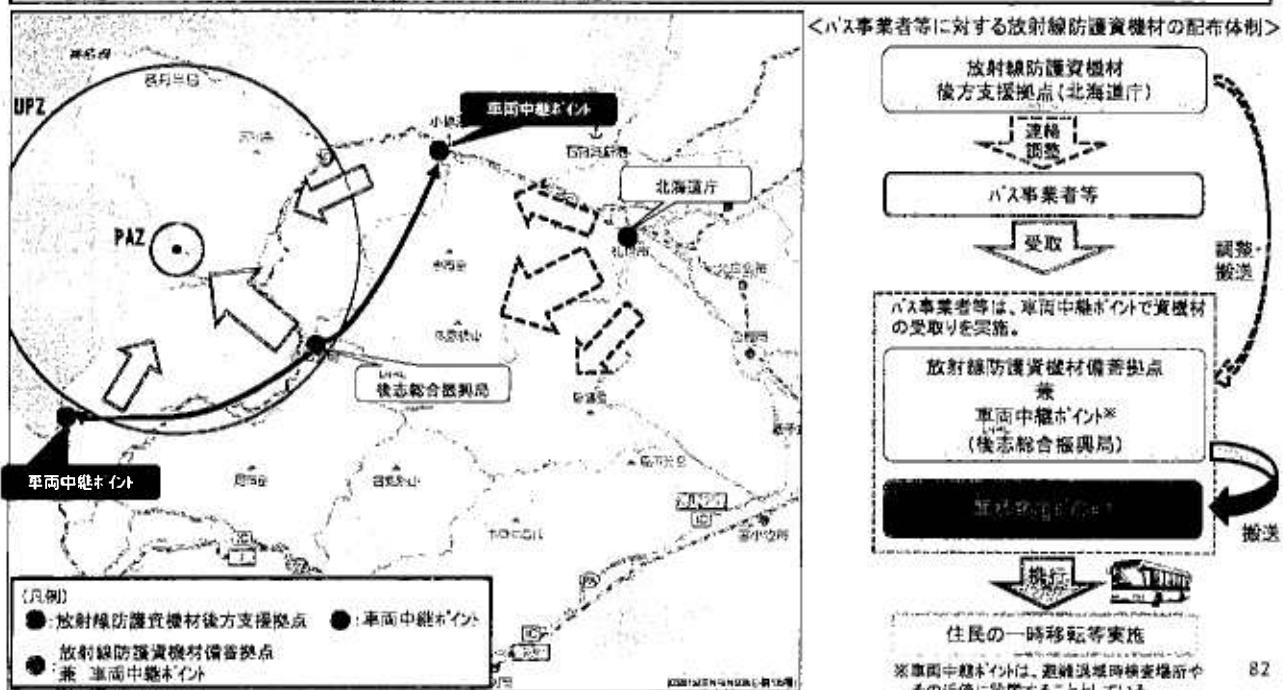


※共和町及び岩内町にてPAZ圏外にある各拠点で放射線防護資機材の備蓄を実施。

81

## UPZ圏内の防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZ圏内の関係町村では、防災業務従事者のための放射線防護資機材を備蓄。各関係町村の資機材が不足する場合には、放射線防護資機材備蓄拠点(後志総合振興局)から供給を実施。
- UPZ圏内住民の一時移転等を担うバス事業者等には、原則、緊急時に設置する車両中継ポイントで、放射線防護資機材を配布。なお、平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的に実施。
- 車両中継ポイントでは、それまでのモニタリング結果等により、業務従事に伴う被ばく線量が1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認。
- 放射線防護資機材備蓄拠点等の資機材が不足する場合等には、後方支援拠点(北海道庁)が関係機関に要請を行い、各拠点への搬送について調整を行い、放射線防護資機材の供給を実施。



82

# 原子力事業者による放射線防護資機材等の支援体制

- ▶ 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害発生時ににおける事業者間協力協定」を締結。
- ▶ 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

## 原子力災害発生時における事業者間協力協定（平成26年10月10日）

### 【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

### 【目的】

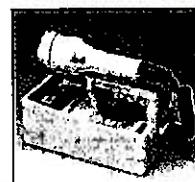
原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、  
原子力災害の拡大防止および早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

### 【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリングおよび周辺区域の汚染検査・汚染除去  
に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

## 主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



全面マスク



タイベックスーツ

83

## 関係町村における行政備蓄

- ▶ 緊急時に備え、関係町村では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となつた場合、北海道が調整を行い、道内の全市町村や物資供給等に関する協定を締結している民間事業者等の協力を得て、食料及び生活物資等を融通・供給。

## 関係町村の生活物資の備蓄状況

備蓄物資種類	関係町村												
	泊村	美和町	岩内町	神恵内村	寿都町	羅臼町	二世古町	俱知安町	積丹町	古平町	仁木町	余市町	赤井川村
主食(食)	17,550	3,000	3,250	1,850	2,223	—	1,609	1,428	2,285	800	2,365	802	402
副食(食)	18,176	692	1,650	375	500	—	—	—	—	900	600	540	814
飲料水(リットル)	8,184	600	820	564	2,223	240	640	240	408	576	468	552	318
毛布・寝袋(枚・組)	1,770	800	700	185	590	300	352	500	300	530	190	544	141
トイレ													
簡易型(台)	300	4	—	1	1	—	—	—	—	3	—	2	2
携帯型(個)	—	1,500	—	—	35	—	—	300	11	—	2,000	12	300

※1:主食:乾パン、米、アルファ化米、クラッカー、バランス栄養食、インスタント麺類、その他食料の合計値。副食:缶詰、その他食料の合計値。

※2:上記物資備蓄数は概数。また、上記の他に、常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。

※3:上記の数量は、H28.3.31時点で関係町村が把握している数及び平成28年度購入予定分を含む暫定値。

84

# 北海道の物資供給等に関する協定締結状況

- 関係町村及び避難先市町村から物資支援の要請があった場合や要請を待つとまがないと認められる状況になった場合に備え、北海道は、「災害時における物資の供給に関する協定」等を民間企業等と締結。

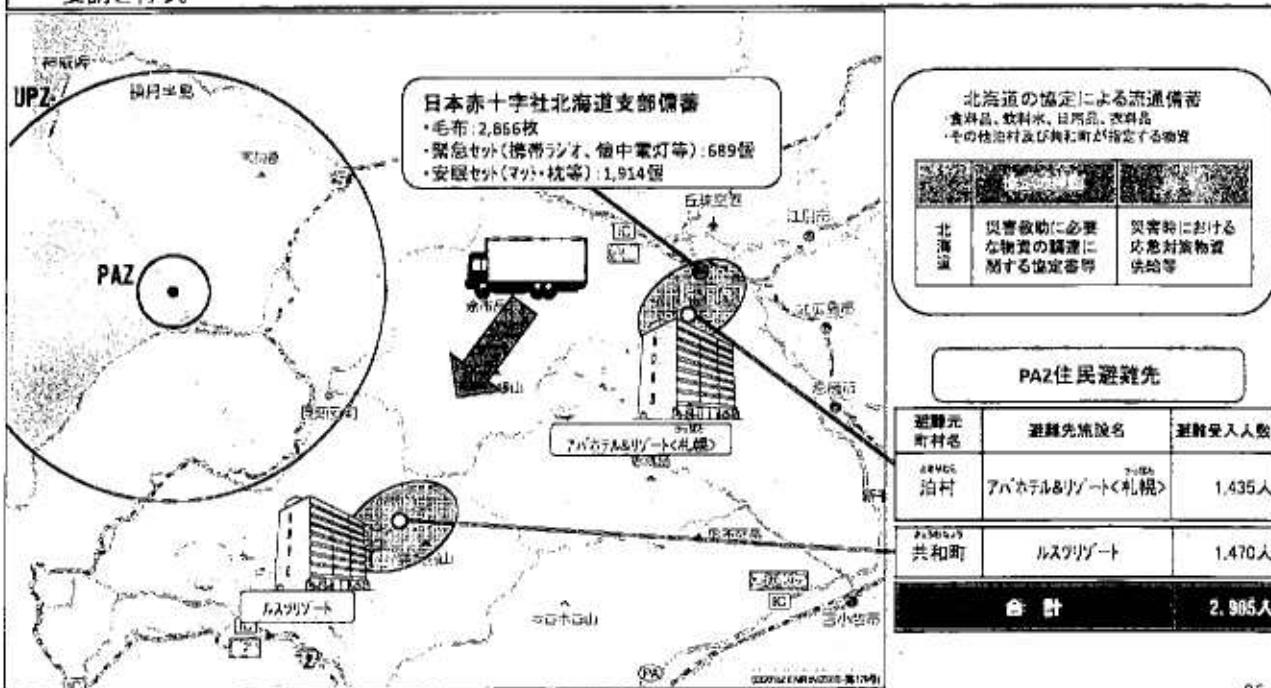
## 災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書等	災害時における応急対策物資供給等	北海道生活協同組合連合会、北海道カ・コーラボトリング(株)、(株)セイコーマート、(株)ローソン、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)イトヨーが堂、(株)サークルKサンクス、サントリーフーズ(株)、イオン北海道(株)、DCMホームズ(株)、日糧製パン(株)、(株)北海道フアリーマート、(株)ファミリーマート、NPO法人コ刈災害対策センター
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	大規模災害時において、緊急通行車両への優先給油及び被災者や帰宅困難者等への情報提供等	北海道石油業協同組合連合会
災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定書	災害発生時における緊急・救援物資等輸送	(公社)北海道トラック協会、北海道旅客船協会、北海道地区レンタカー協会連合会、全日本空輸(株)、日本航空(株)、(株)ジャルエクスプレス、(株)ジェイエア、日本内航海運組合総連合会、(株)AIRDO

85

# PAZ圏内避難時の物資備蓄・供給体制

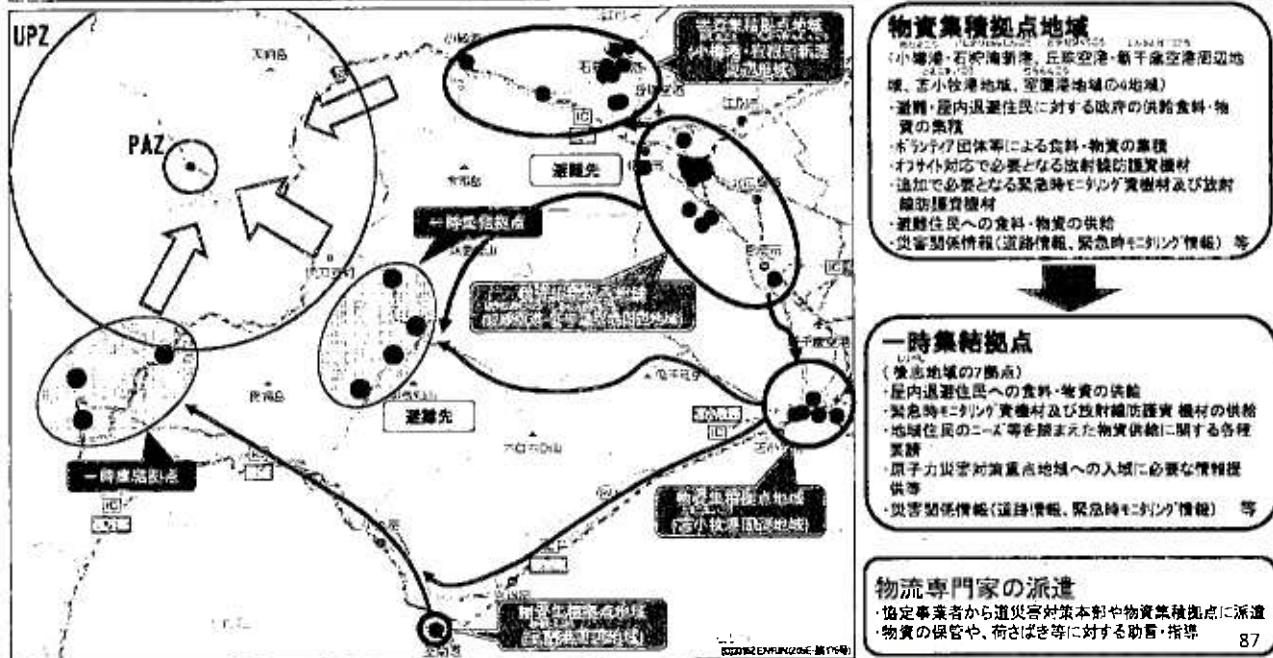
- PAZ圏内からの避難住民約2,900人の受け入れ時には、避難先であるホテルから避難生活に必要な生活物資の提供を受けるとともに、北海道と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄と受入先自治体による備蓄のほか、日本赤十字社北海道支部に備蓄された物資(生活用品等)を、北海道トラック協会等の協力を得て、一時滞在所及び避難先に搬送する。
- 北海道及び関係町村が備蓄している物資が不足する場合、北海道から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。



86

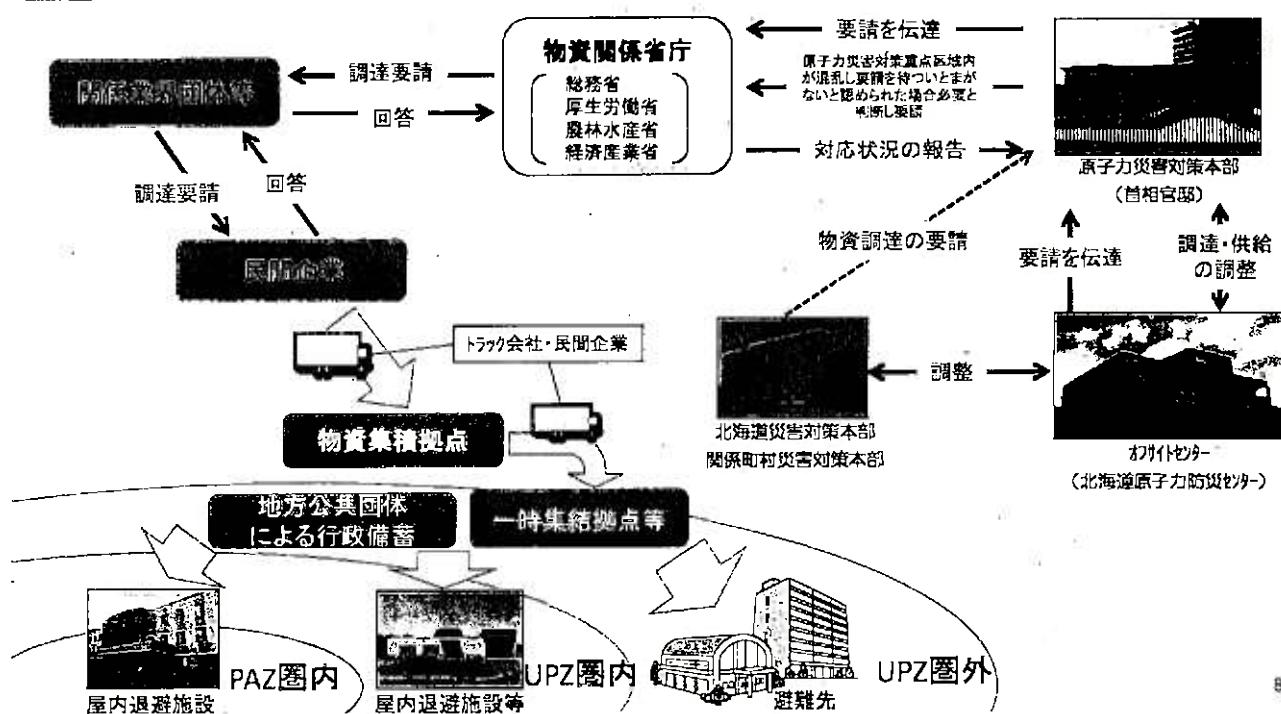
# 物資集積拠点地域・一時集結拠点

- 物資供給の迅速性を高めるため、新千歳空港、丘珠空港、苫小牧港等の周辺に、国等からの物資を集積する物資集積拠点地域を設定。物資集積拠点地域において、地域のニーズ等を踏まえて必要な食料や物資を分別し、住民の避難先や一時集結拠点に輸送。
- 一時集結拠点では、物資集積拠点地域から輸送された物資をもとに、地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 物資集積拠点地域・一時集結拠点は、必要に応じて防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。
- 物流専門家の派遣について、協定事業者等に要請し、より効率的に物資を供給。



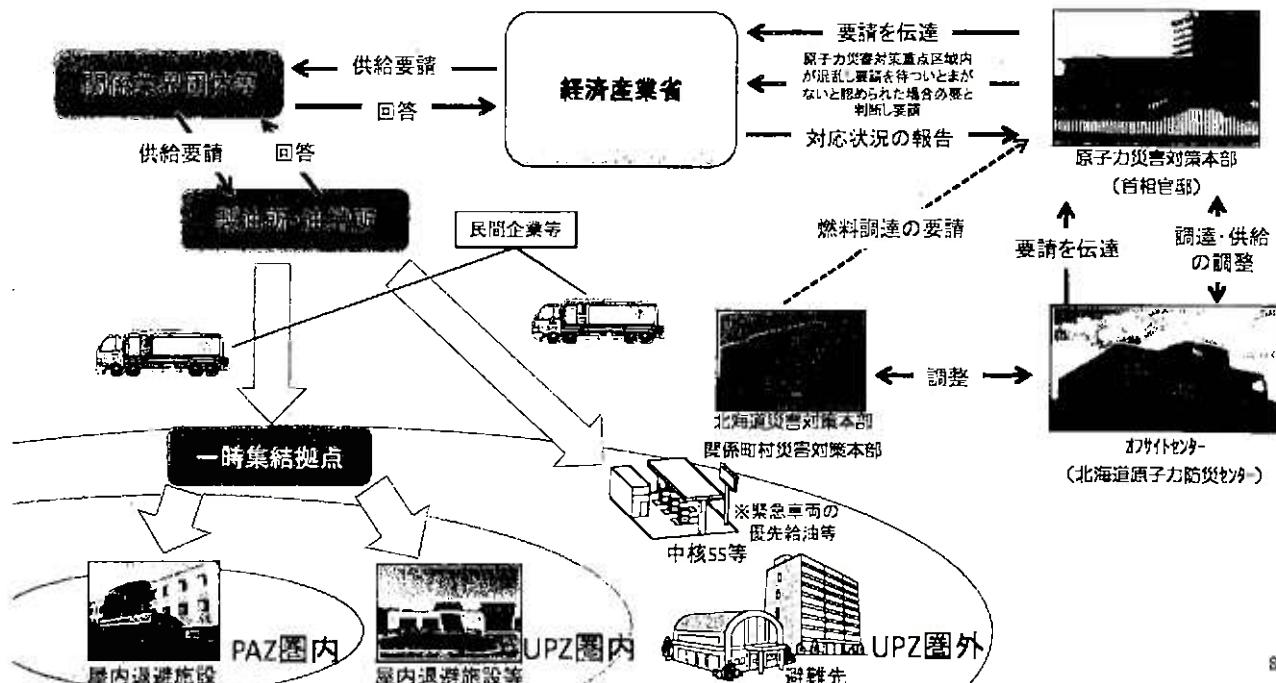
## 国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 北海道及び関係町村が備蓄している物資が不足する場合、北海道及び関係町村から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待つとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁(総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



## 国による物資（燃料）の供給体制

- 北海道及び関係町村が備蓄している燃料が不足する場合、北海道及び関係町村から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待つことまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省にしこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



89

## 主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

- 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料等の生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画第2編各災害に共通する対策編に基づき実施。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水		飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等	厚生労働省	一般薬、紙おむつ、マスク 等	日本OTC医薬品協会、日本製薬团体連合会、日本医療機器産業連合会、日本医薬品卸売業連合会 等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰 等	各種食品産業関係団体 等
生活必需品		仮設トイレ、トイレットペーパー、毛布 等	什器・備品レンタル協会、日本家庭紙工業会、日本毛布工業組合 等
燃料(石油・石油ガス等)	経済産業省	ガソリン、軽油 等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC) 等
貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資	
通信機器	総務省	貸出用災害対策用移動通信機器 (衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)を備蓄	

※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、P.88の体制に基づき実施。

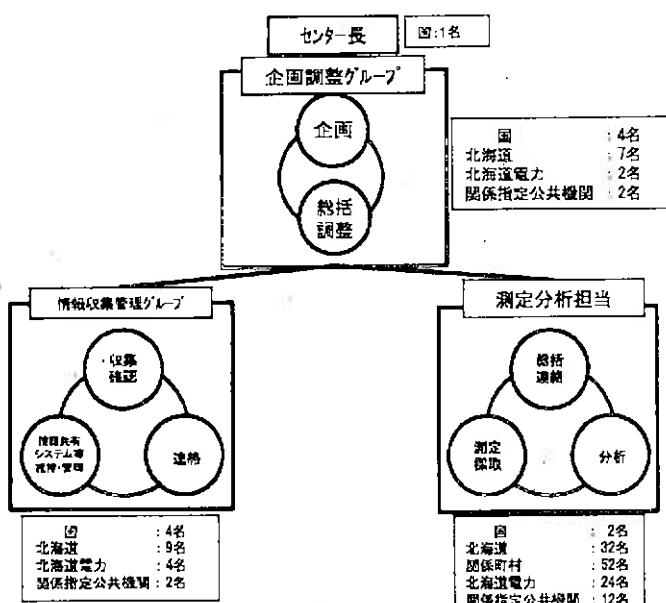
90

## 8. 緊急時モニタリングの実施体制

91

### 緊急時モニタリングセンターの体制

- ▶ 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター(EMC)を設置する。
- ▶ 緊急時モニタリングセンターは、オフサイトセンターに、センター長、企画調整グループ、情報収集管理グループ及び測定分析担当の要員を配置し、緊急時モニタリング活動を実施する。
- ▶ 北海道地方放射線モニタリング対策官事務所にモニタリング対策官1名を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



#### 企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を行い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

#### 情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

#### 測定分析担当

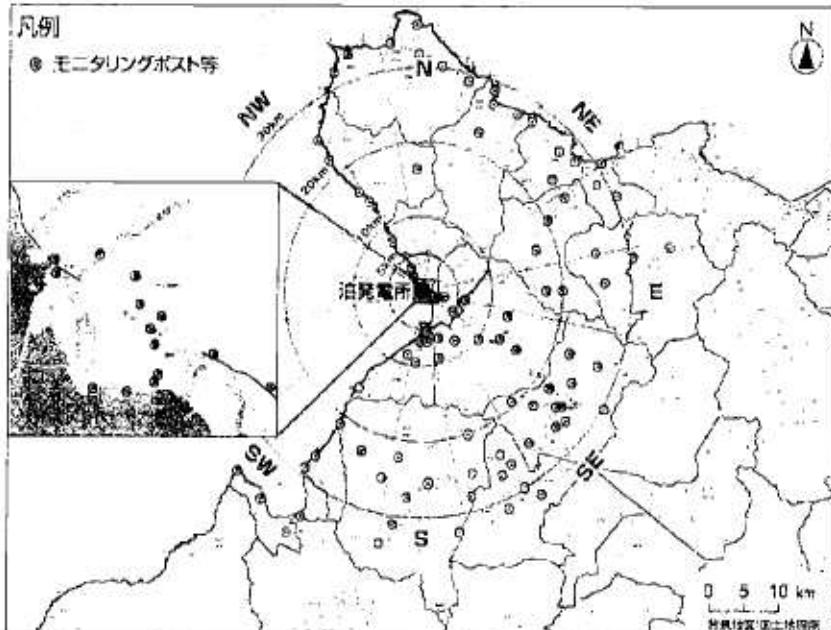
現地における測定、環境試料の採取及び分析を行う。

※ 要員数は交代要員を含む  
 ※ 国の要員は、国から委託を受けた民間の機関含む  
 ※ 北海道、関係町村及び北海道電力の要員数は、北海道のモニタリング計画等に基づく

## とまり 泊地域の空間放射線量率のモニタリング体制

内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan

- ▶ 泊発電所周辺の13町村に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点83地点(PAZを除く)を設定し、防護措置の実施判断に係る測定を実施。
- ▶ 発電所敷地内及びPAZ圏内では、17局の測定局で連続測定を実施。
- ▶ このほか、国及び北海道の測定局においても空間放射線量率を測定。
- ▶ 今後測定機器を追加的に整備し、モニタリング体制の更なる充実を図る。



※ UPZ圏内77地点の測定局で連続測定を実施

93

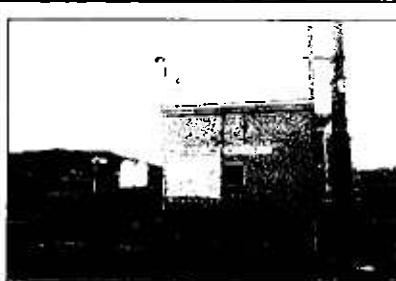
## 北海道における空間放射線量率モニタリング体制

内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan

- ▶ モニタリングステーション、モニタリングポスト等
- ・モニタリングステーション及びモニタリングポスト13局(北海道9局、北海道電力4局)で、発電所周辺地域の放射線量、放射性物質濃度を測定  
※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
- ・広域モニタリングポスト12局及び電子線量計51局で、放射線量を測定
- ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合等に備え、可搬型モニタリングポスト19台を配備
- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングステーション・ポスト【13局】  
(非常用発電機装備)



広域モニタリングポスト【12局】  
(非常用発電機装備)



電子線量計【51局】  
(非常用電源装備)



可搬型  
モニタリングポスト【19台】

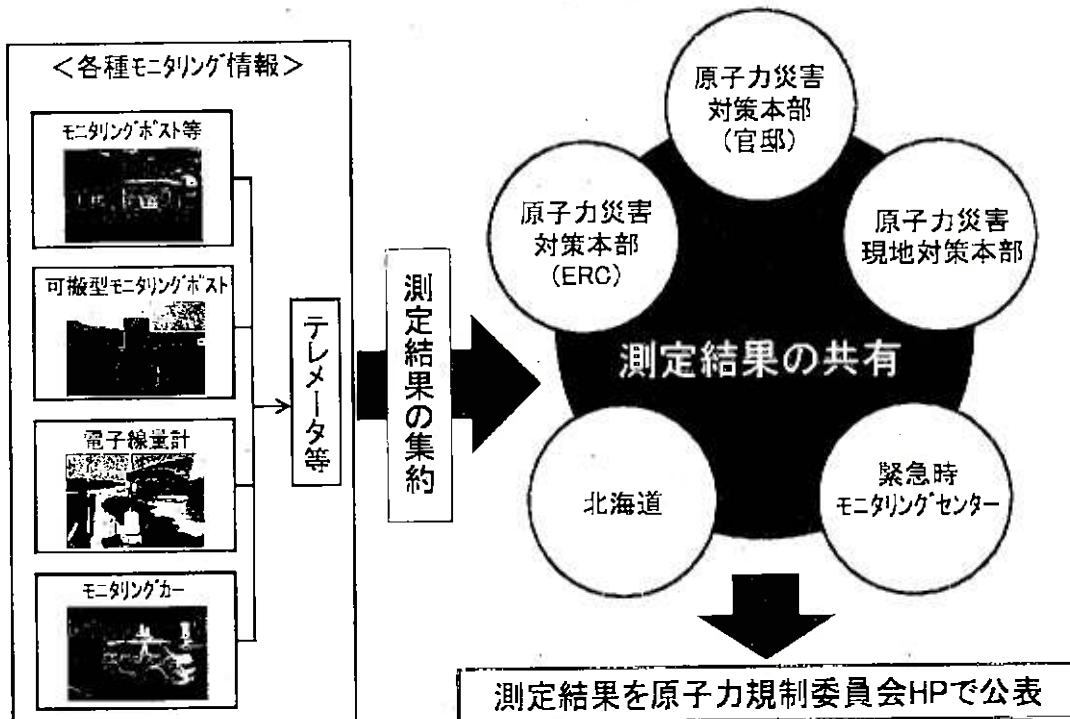


モニタリングカー【1台】

94

## 緊急時モニタリング結果の共有及び公表

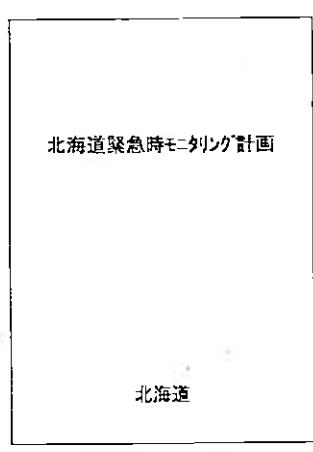
- 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



95

## 緊急時モニタリング実施計画

- 施設敷地緊急事態に至った際ににおける、モニタリングの実施項目等は、北海道が策定している「北海道緊急時モニタリング計画」を踏まえ、国が「緊急時モニタリング実施計画」により定める。なお、同実施計画は、事態の進展に応じて、隨時、改定を行う。
- 緊急時モニタリングは、当該実施計画に基づき緊急時モニタリングセンターが主体となって実施する。また、UPZ圏外、海域及び空域等の広域のモニタリングについては国が中心となって原子力事業者等の協力を得て行う。
- 緊急時モニタリングセンターでは、防護措置の実施判断のため空間放射線量率の測定を優先して行うとともに、大気中の放射性物質濃度測定、飲食物に係るスクリーニング等を行う。



### 【記載する項目の例】

- <実施項目>  
○モニタリングの継続  
○固定局モニタリングポストの測定間隔の変更  
○必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置  
○モニタリングカーによる測定の実施  
○ヨウ素サンプラーの設置・測定  
○飲食物に係るスクリーニング 等

### <実施主体>

- 緊急時モニタリングセンター(測定分析担当)  
○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

### <情報共有／報告の体制>

### <注意事項>

### 【その他添付資料等の例】

- 測定項目一覧  
○地図及び観測局等の地点図 等

96

# 緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に原子力規制委員会は「緊急時モニタリングに係る動員計画」を策定した。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

## ＜概要＞

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という)から勤員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

## 関係機関の保有資機材数

(平成26年度調査による。北海道・北海道電力を除く。)

	可搬型 モニタリングポスト	モニタリングカー
国	35台	10台
府県	208台	26台
原子力事業者	39台	32台
関係指定 公共機関	21台	5台

※ 各資機材については保有数を記載。

97

## 泊地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

- 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、北海道では既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を関連付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

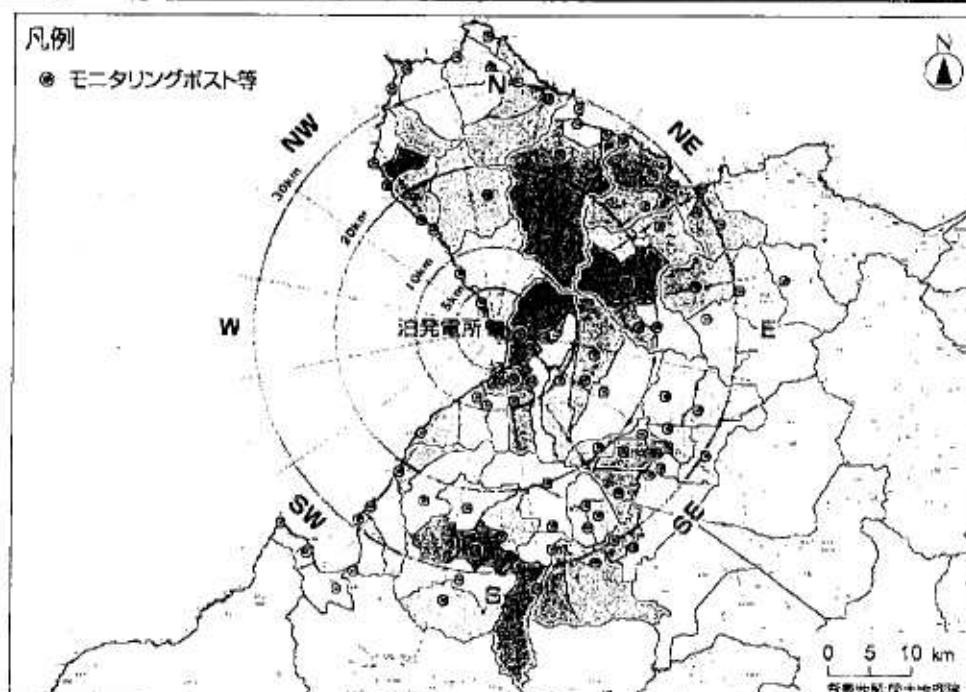


図 泊地域における緊急時モニタリング体制と一時移転等の実施単位

98

## 北海道電力による緊急時モニタリング

北海道電力は、原子力災害対策指針に基づき、以下のとおり敷地内においてモニタリングを実施。

- △ モニタリングステーション及びモニタリングポスト
    - ・モニタリングステーション及びモニタリングポスト(計8局)で、発電所敷地境界付近の放射線量を測定
    - ・モニタリングステーション(1台)で、発電所敷地境界付近の放射性物質濃度測定用の試料を採取※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
    - ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(8台)
  - △ 可搬型モニタリングポスト
    - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型モニタリングポスト(4台)を設置して、モニタリングステーション等とあわせて原子炉格納施設を囲む12箇所の放射線量を測定
    - ・さらに、モニタリングカー(1台)、可搬型モニタリングポスト及びサーベイメータ等を搭載する車両(1台)を配備
- また、北海道電力は、北海道地域防災計画に基づき北海道へモニタリングカー(1台)、可搬型モニタリングポスト(7台)等の貸与等を行う。



モニタリングステーション等【8局】



可搬型モニタリングポスト【19台】  
(衛星電話による通信機能付)



モニタリングカー【2台】



可搬型モニタリングポストおよび  
サーベイメータ等を搭載する車両【1台】



車両に搭載するサーベイメータ等の例

99

## 9. 原子力災害時の医療の実施体制 (安定効素剤・避難退域時検査・簡易陰染を含む)

## PAZ圏内（泊村）住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan

- 北海道及び泊村では、PAZ圏内住民を対象に住民説明会を開催。
- 泊村では、安定ヨウ素剤の事前配布を実施。平成28年7月13日現在、1,116人に配布済み。
- 今後も継続して説明会を開催し、転入者等への配布や薬剤の更新等を実施。



地区名	対象住民数	配布者数
滝岸地域	136人	115人
澁井地域	204人	173人
茅沼地域	357人	290人
白別地域	198人	156人
第一地域	39人	36人
第二地域	105人	94人
第三地域	151人	140人
根株地域	326人	112人
合計	1,116人	1,116人

＜安定ヨウ素剤事前配布説明会＞  
北海道及び泊村により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明。



## PAZ圏内（共和町）住民に対する安定ヨウ素剤の緊急配布

内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan

- 共和町では、避難を行う際にバス集合場所にて安定ヨウ素剤を緊急配布することとしており、そのため、北海道とともにPAZ圏内住民を対象に安定ヨウ素剤の配布・服用に係る事前問診を行っている。
- 平成28年7月13日現在、956人の事前問診を完了しており、今後も継続して説明会を開催し、事前問診を実施。



安定ヨウ素剤の緊急配布場所 (バス集合場所)	対象住民数	問診済住民数
宮丘地区身の家	83人	60人
北辰小学校	23人	16人
ピシャムナイ会館	68人	64人
発足ヨウセイセンター	151人	146人
はまなす幼稚園センター	340人	253人
発足ヨウ素管理センター	174人	126人
北辰体育馆	338人	291人
合計	1,287人	956人

＜安定ヨウ素剤緊急配布(訓練風景)＞  
共和町により、避難用バス乗車時に事前に実施した問診に基づき安定ヨウ素剤を配布。



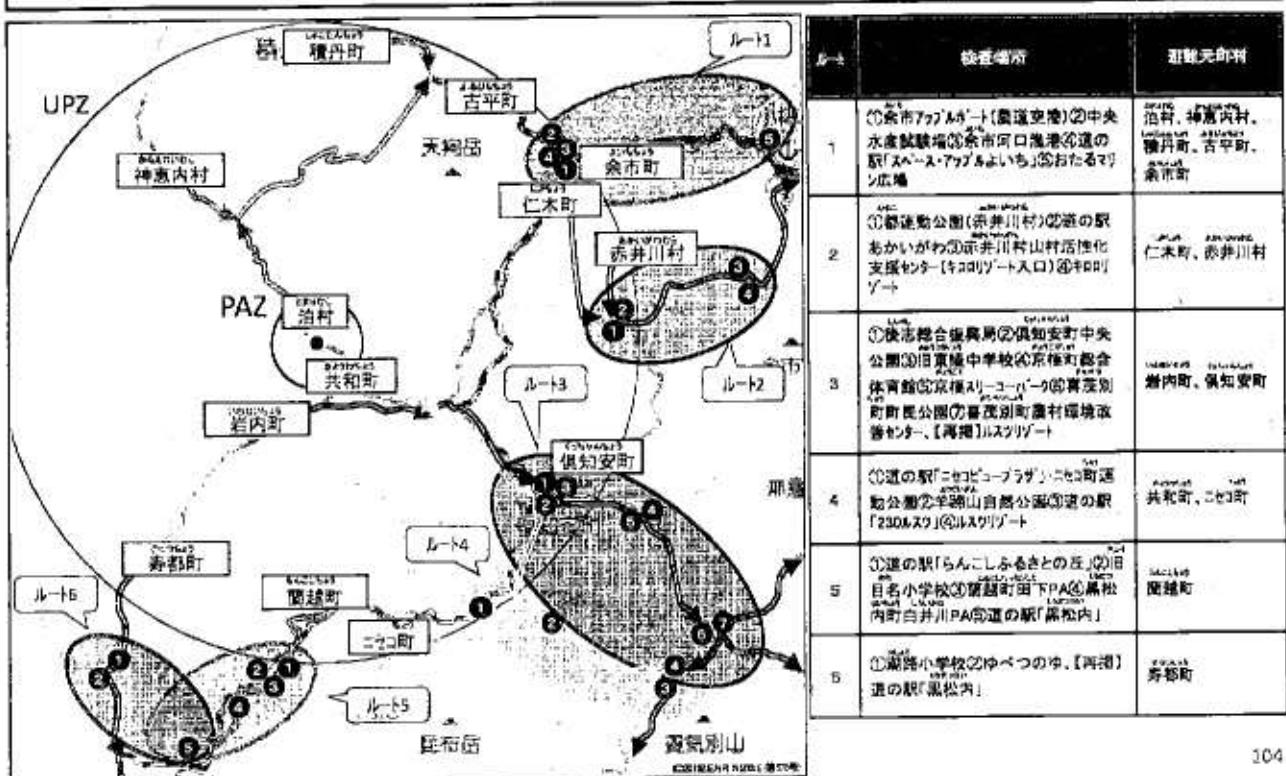
## 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、北海道は計17箇所の施設に合計約714,000丸の丸剤と約2,000gの粉末剤を備蓄。
- 緊急配布が必要となった場合には、備蓄場所より各町村が指定するバス集合場所（計94箇所）及び避難退域時検査場所（候補地計27箇所）に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。なお、避難退域時検査場所に近接する寿都町、蘭越町及びニセコ町については、発災時に北海道が指定する避難退域時検査場所で、対象住民等に順次配布を実施。
- 今後、乳幼児向けのセリ-状安定ヨウ素剤の備蓄及び配布についても検討。



## 避難退域時検査場所の候補地の設定

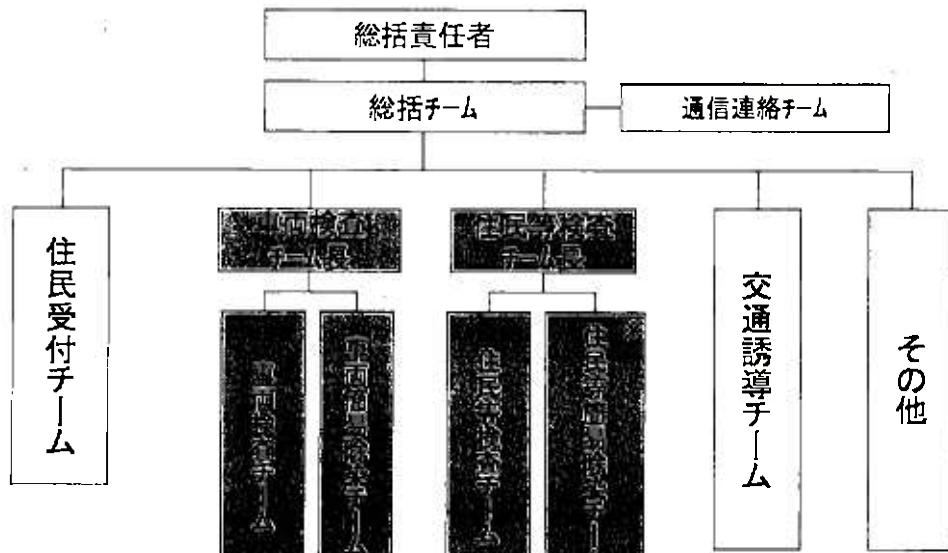
- 北海道では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ圏内人口や避難経路等を考慮し、避難元町村と各避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、候補地をあらかじめ準備。



## 避難退域時検査場所の運営体制

- ▶ 避難退域時検査場所は、北海道及び原子力事業者が国、関係町村、関係機関の協力のもと運営。
  - ▶ 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、500人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
  - ▶ 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び北海道からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

#### 泊地域の避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)

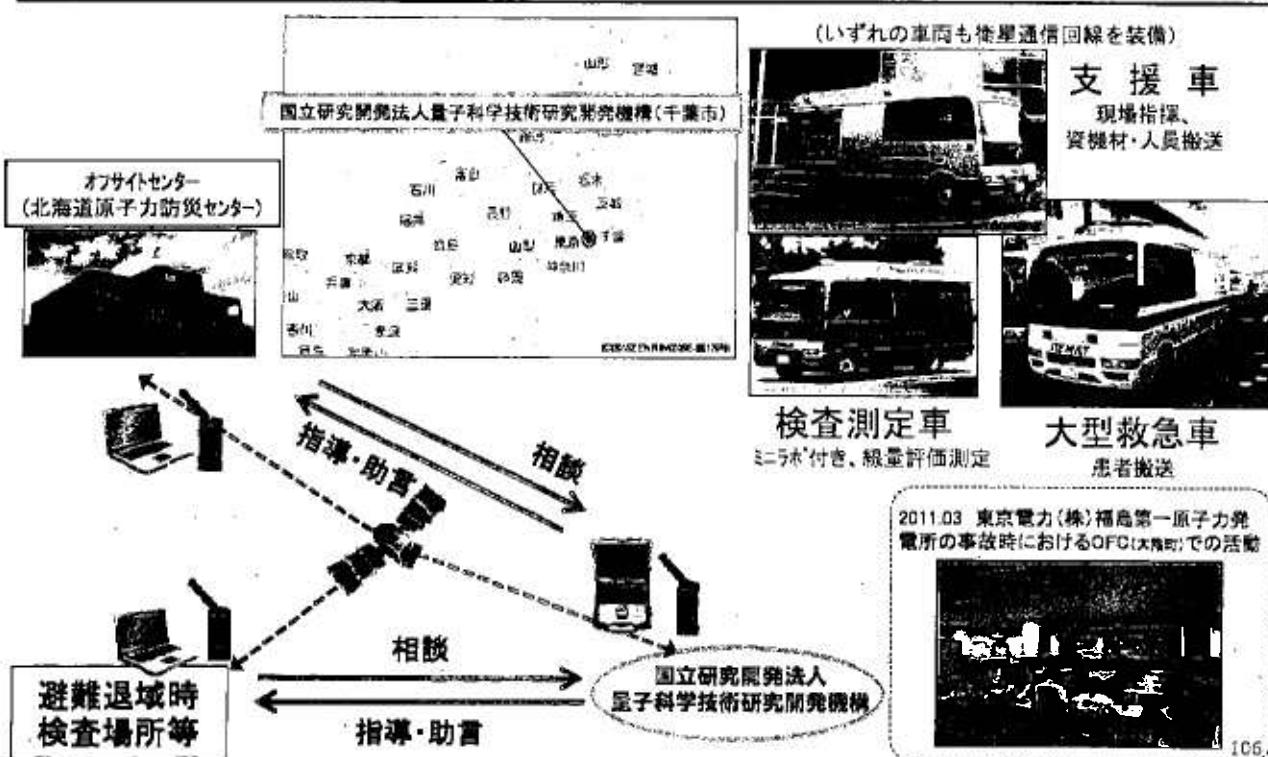


#### ※携行物品検査委員会

105

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制

- ▶ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退避時検査等における指導・協力を実施。また、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。



- ▶ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。また、オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣。



放射線防護資機材



移動式体表面測定車



資機材運搬車



移動式全身測定車



※平成23年東日本大震災時における  
国立研究開発法人日本原子力研究開  
発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



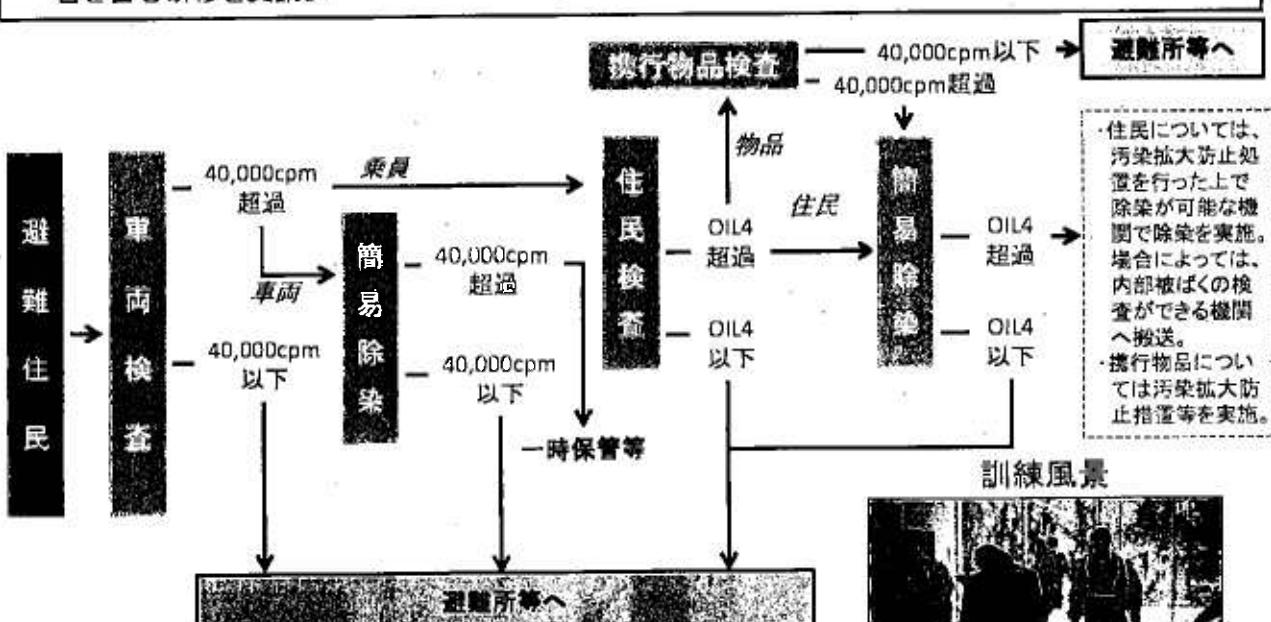
緊急被ばく者への受入体制構築



緊急時モニタリング 107

## 避難退域時検査場所における活動基本手順

- ▶ 避難退域時検査は、北海道、原子力事業者、関係機関等の要員により実施。  
▶ 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等について原子力事業者が処理。

※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。



➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状況に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。

## 初期被ばく医療 【6医療機関】

- ①避難退域時検査
- ②ふき取り等の簡易な除染
- ③軽度の外傷等の治療
- ④健康相談 等

## 二次被ばく医療 【5医療機関】

- ①シャワー等を用いた除染
- ②ホールボディカウンタ等による内部被ばく評価
- ③被ばく患者や傷病者の診療、応急医療措置 等

一次除染で十分除染できない場合等に実施

二次被ばく医療で対応できない場合は、  
高度被ばく医療支援センター及び原子力災害  
医療・総合支援センターが対応

高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター  
【国立大学法人弘前大学、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等が実施】

- ①高度専門的な線量評価
- ②高度な専門的除染 等

高度かつ専門的な被ばく医療等

国立大学法人  
弘前大学

国立研究開発法人  
量子科学技術研究開発機構

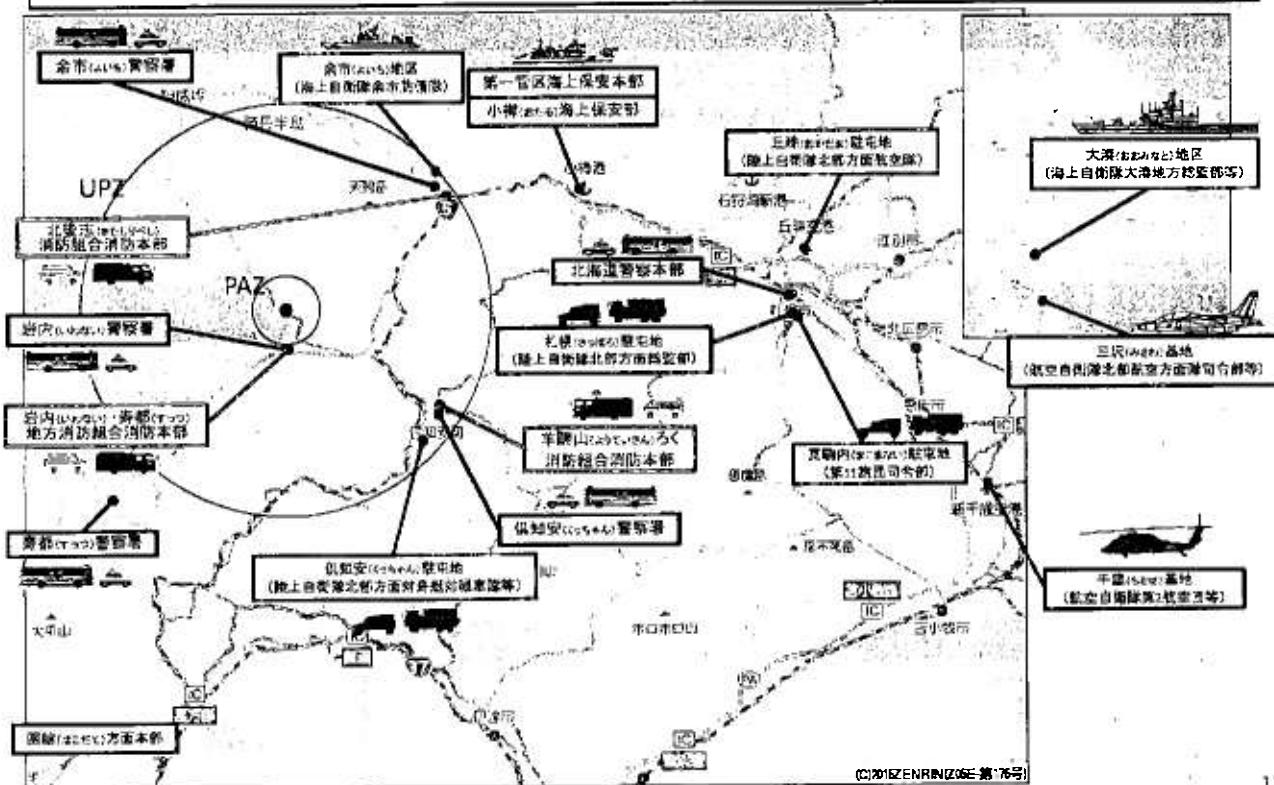
※原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関への移行に速やかに取り組む。

109

## 10. 実動組織の支援体制

## **泊地域周辺の主な実動組織の所在状況**

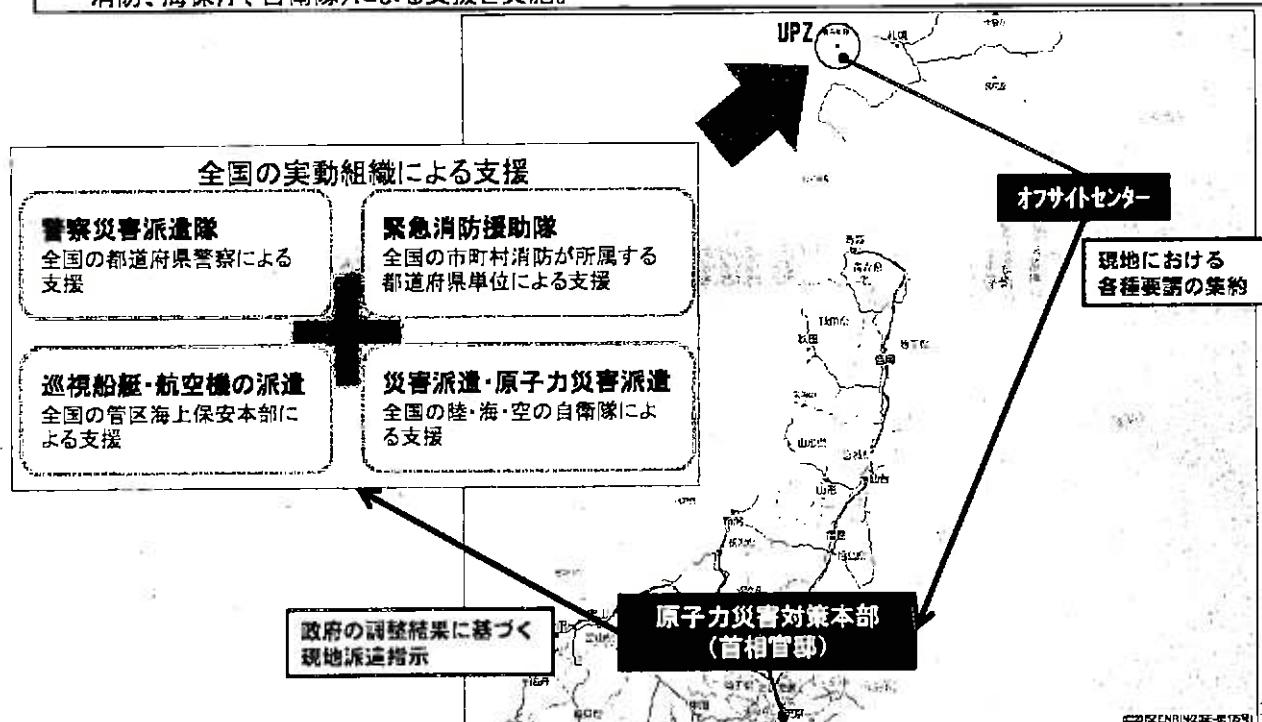
- ▶ 不測の事態の場合は、北海道及び関係町村からの要請により、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による各種支援を必要に応じて実施。



113

## 実動組織の広域支援体制

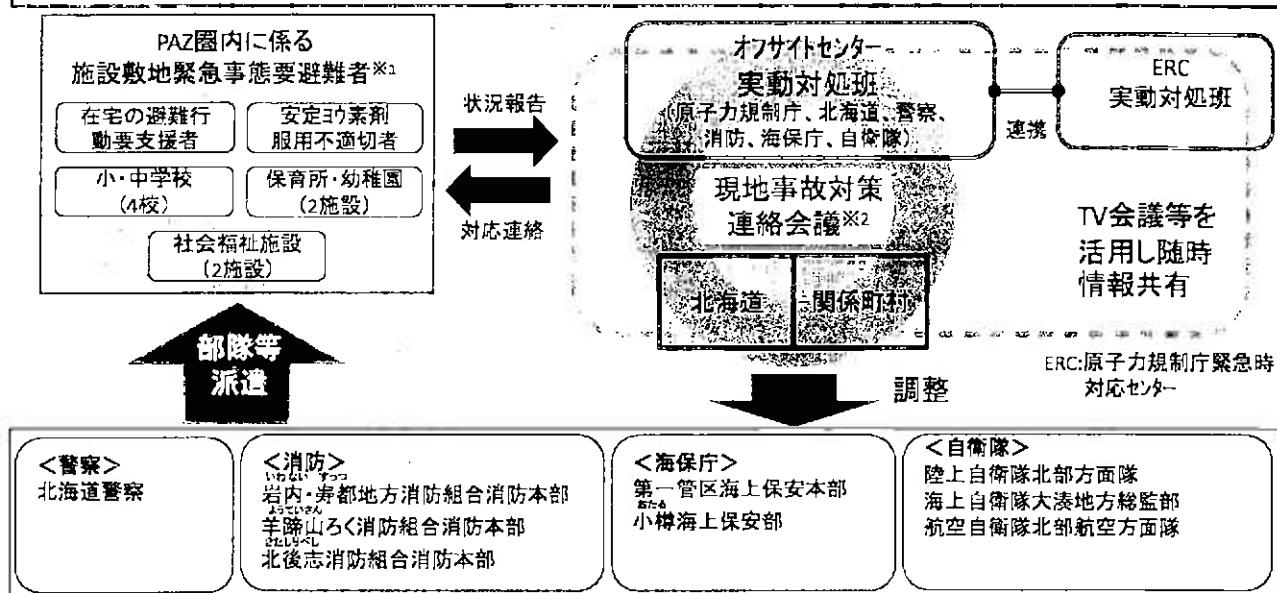
- ▶ 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、北海道、関係町村からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
  - ▶ 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による支援を実施。



112

## 施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制

- 施設敷地緊急事態の時点ではPAZ圏内の施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、北海道又は関係町村で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置（対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ）。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。
- ※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施
  - 不測の事態における北海道、関係町村からの各種支援の要請に対し、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が連携のうえ、迅速な対応体制を構築



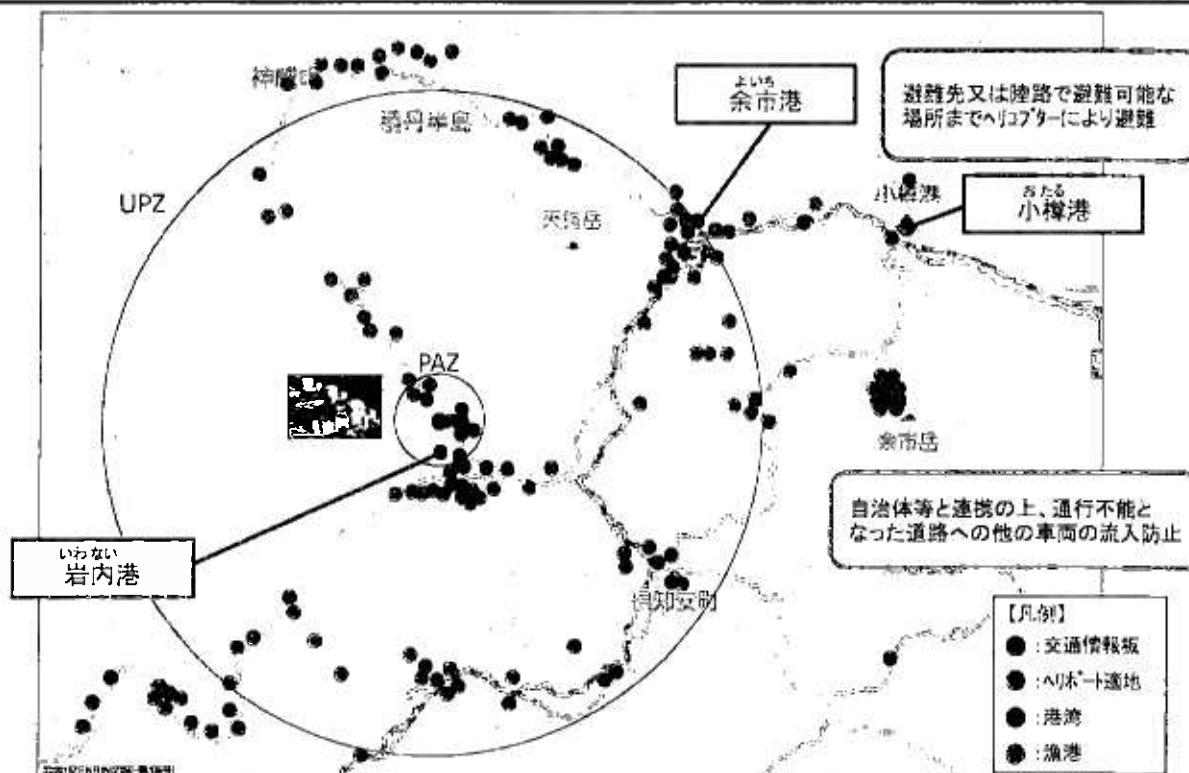
※1 全面緊急事態においては、PAZ圏内的一般住民、OIIによる防護措置実施時にはUPZ圏内のうち対象地域の住民等を対象

※2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有

113

## 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

- 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、北海道及び関係町村からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



114

# 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- ▶ 北海道と関係町村との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

## 警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



## 消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



## 海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



## 防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退却時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



い　かた

# 伊方地域の緊急時対応 (全体版)

内閣府政策統括官(原子力防災)付  
伊方地域原子力防災協議会

## 目 次

1. はじめに	P.3
2. 伊方地域の概要	P.4
3. 緊急事態における対応体制	P.9
4. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応	P.22
5. PAZ圏内の全面緊急事態における対応	P.33
6. 予防避難エリアにおける対応	P.42
7. UPZ圏内における対応	P.92
8. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	P.113
9. 緊急時モニタリングの実施体制	P.124
10. 原子力災害時の医療の実施体制	P.135
11. 国の実動組織の支援体制	P.144

## 1. はじめに

この「緊急時対応」は、内閣府が設置した伊方地域原子力防災協議会において、四国電力(株)伊方発電所を対象とした原子力災害に関する、原子力災害対策重点区域を含む地方自治体の地域防災計画、避難計画及び国の緊急時ににおける対応をとりまとめたもの。

## 2. 伊方地域の概要

## 伊方発電所の概要

内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan

- ▶ 伊方発電所は、四国電力(株)が愛媛県西宇和郡伊方町に設置している原子力発電所である。
- ▶ 伊方発電所は、昭和52年9月に1号機の営業運転を開始。昭和57年に2号機、平成6年に3号機の営業運転を開始している。なお、1号機については、平成28年5月をもって廃止となった。

### 四国電力株伊方発電所について

(1) 所在地 愛媛県西宇和郡伊方町



(2) 概要

1号機：56.6万kW・PWR  
2号機：56.6万kW・PWR  
3号機：89万kW・PWR

(3) 着工／運転開始／経過年数（平成28年7月現在）

1号機：昭和48年6月／昭和52年9月／38年（平成28年5月をもって廃止）  
2号機：昭和53年2月／昭和57年3月／34年  
3号機：昭和61年11月／平成6年12月／21年

5

## 原子力災害対策重点区域の概要

内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan

- ▶ 愛媛県地域防災計画及び山口県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ圏内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ圏内の対象地区名を明らかにしている。
- ▶ 伊方地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ圏内は伊方町、UPZ圏内は5市3町にまたがる。
- ▶ 伊方町の予防避難エリア（PAZ圏以西の佐田岬半島地域）の住民4,724人については、避難経路が発電所の近傍を通過することから、PAZ圏に準じた避難等の防護措置を準備することとしている。



\*人口：平成28年4月1日現在

本件に関するお問い合わせ先  
内閣府原子力監視課  
<http://www.maff.go.jp/stf/nuclear/atominsatsu/atominsatsu.html>

### <概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):

Precautionary Action Zone

⇒急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

1町(伊方町(愛媛県)) 住民数: 5,340人\*

### <概ね5～30km圏内>

UPZ(緊急時防護措置を準備する区域):

Urgent Protective Action Planning Zone

⇒事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

5市3町(伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、

宇和島市、伊予市、内子町(愛媛県)、

上関町(山口県)) 住民数: 116,439人\*

### <PAZ圏以西の佐田岬半島地域>

予防避難エリア(PAZ圏に準じた避難等の防護措置を準備する区域):

1町(伊方町(愛媛県)) 住民数: 4,724人\*